

ご挨拶

近年における少子高齢化、核家族化の進行に伴い、地域社会での交流が少なくなってきており、これまで以上に地域での助け合いや支え合いが重要となってきました。

本町においては、これまで第4次大刀洗町総合計画を柱として、子ども子育て支援事業計画や障害者福祉計画・障害福祉計画など、既存の対象者ごとのそれぞれの計画に基づき地域福祉の推進を図ってきたところですが、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災や平成24年7月の九州北部豪雨災害では、災害時の助け合い、支え合いの大切さが重要視され、地域の人、もの、情報のつながりが大切であることが再確認されたところです。



また、全国的に問題視されている高齢者虐待、児童虐待や障害者虐待、引きこもりや病気や失業などによる生活困窮などについて、本町においても懸念される場所であり、住民の皆様が安心して、地域で暮らせるための仕組みをつくること、大変重要なことであると思っております。

そのために、人と人、人と地域のつながりを重視し、「支えあい 助けあうまち 大刀洗」を基本理念として、町の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体化させた計画を策定しました。

本計画がめざすものを実現するために、住民の力・地域の力・そして行政の力を合わせ「地域でともに支えあいつながる仕組み」をつくるなど、横断的な施策の推進に取り組んでまいります。そのためには、地域住民の皆様のご協力が不可欠となります。今後とも、ご協力とご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただいた大刀洗町地域福祉計画・地域活動計画策定委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様、分野別課題調査やワークショップにご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

大刀洗町長 **安丸 国勝**

ご挨拶

大刀洗町では、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化等が要因となって様々な課題が発生しています。



これらの課題に対応するためには、地域福祉推進のための理念や仕組みを作る行政の「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める本会の「地域福祉活動計画」は車の両輪であるとの考えのもと一体的に作成しました。

本会をはじめ、行政、地域住民、関連機関・団体などの役割や協働が明確化され、より実効性のある計画を作ることが出来ました。

本計画の基本理念である「支え合い、助け合うまち、大刀洗」を実現するため、地域住民の皆様方と協働して、誰もが安心して暮らせる、「住みたいまち大刀洗、住んでよかった大刀洗」の町づくりに努めてまいりたいと考えております。

今後、この計画を実行性のあるものにしていくためには、住民の皆様、行政、本会がこの計画を共有し、それぞれが実践していくことが重要となります。住民の皆様や地域福祉に関わる関係団体と連携・協働のもとに、この計画を進めてまいりたいと考えておりますので、計画の実現に向け、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画策定にあたりまして、貴重なご意見・ご支援を賜りました大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査やヒアリング調査、地区懇談会にご協力いただきました住民の皆様、福祉関係団体や各関係機関の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

大刀洗町社会福祉協議会
会 長 柳 好

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	7
第3節 計画の期間.....	7
第4節 計画の策定体制と方法.....	8
第2章 大刀洗町の概況.....	9
第1節 人口・世帯の状況.....	10
1 人口構成の状況.....	10
2 世帯構成の推移.....	11
第2節 高齢者、子ども、障がいのある人等の状況.....	13
1 要介護（支援）認定者数の状況.....	13
2 障害者手帳所持者等の状況.....	14
3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況.....	16
第3節 社会資源の状況.....	17
1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況.....	17
2 福祉活動にかかわる人たちの状況.....	18
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
第1節 基本理念.....	22
第2節 基本目標.....	23
第3節 取り組みの体系.....	24
第4章 取り組みと役割分担.....	25
第1節 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり.....	26
1 情報提供の充実.....	26
2 相談支援の充実.....	34
第2節 安心して安全に暮らせる基盤づくり.....	38
1 地域での福祉サービスの充実.....	38
2 いのちを守る支援の充実.....	51
第3節 みんなが気軽に参加できる地域づくり.....	59
1 学ぶ機会の充実.....	59
2 地域での参加機会の充実.....	63

第5章 社会福祉協議会の取り組み.....	71
第1節 取り組みの体系.....	72
1 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり.....	72
2 安心して安全に暮らせる基盤づくり.....	73
3 みんなが気軽に参加できる地域づくり.....	74
第2節 具体的な事業・活動内容.....	75
1 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり.....	75
2 安心して安全に暮らせる基盤づくり.....	80
3 みんなが気軽に参加できる地域づくり.....	86
第6章 計画の推進に向けて.....	93
第1節 協働による計画の推進.....	94
1 住民の役割.....	94
2 地域の組織・団体の役割.....	94
3 ボランティア団体やNPO法人の役割.....	94
4 福祉サービス事業者の役割.....	95
5 社会福祉協議会の役割.....	95
6 行政の役割.....	95
第2節 計画の進行管理.....	95
資料 編.....	97
1 大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	98
2 大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	99
3 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	100
4 計画策定の経過.....	101
5 用語解説.....	102

(注)「障がい」の表記について

本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとしています。

ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

第3節 計画の期間

第4節 計画の策定体制と方法

第1節 計画策定の趣旨

■ 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が急速にすすんでおり、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。地域や家庭での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。

支援が必要なひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加はもちろんのこと、高齢者等の孤立死、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加、自殺者の増加、貧困の拡大等、さまざまな課題があります。住民の福祉ニーズが多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけで十分な対応をすることが難しくなっています。

大刀洗町においても、このような地域社会の変化や、福祉ニーズの多様化の動きは、身近なできごととして認識されるようになり、地域福祉の重要性が高まったことを受け、この地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定しました。

■ 「地域福祉」とは（社会福祉事業法から社会福祉法へ）

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、障がいの有無や年齢に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、「地域福祉の推進」が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所等が行政機関と協働し、それぞれの役割や特性を活かしながら、よりよい方策を見つけ出していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

法律においても、平成12年に「社会福祉事業法」から「社会福祉法」に改正された際に、地域社会のあり方として住民同士の互いの支え合い・助け合いによる支援と、公的な福祉サービスの充実を両輪とした「地域福祉の推進」の必要性が第4条に明記されました。

■ 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第107条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みをすすめ、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

■ 「地域福祉活動計画」とは

「**地域福祉活動計画**」は、住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

社会福祉法（抜粋）

第1条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

「地域福祉」という言葉が法令条文のなかではじめて登場し、さらに、「地域福祉の推進」が社会福祉の増進のための方法のひとつとして明記されました。

第4条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域住民と社会福祉に関する活動を行う者（地域ボランティアなど）が、公的機関や社会福祉法人などと連携を図りながら、地域福祉を推進する重要な担い手として期待されることが明記されました。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村において、住民などの参画による地域福祉計画の策定が明記され、計画に盛り込むべき事項が示されました。

社会福祉法（抜粋）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市町村社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であることが明示されました。

地域福祉活動計画策定指針（抜粋）

<全国社会福祉協議会>

地域福祉活動計画とは、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営するものが協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」である。

地域福祉計画・地域福祉活動計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

これらが一体となって計画が策定されることにより、大刀洗町役場と大刀洗町社会福祉協議会とともに、住民と、民生委員・児童委員、地縁組織である行政区や各種団体、さらに、ボランティア団体、NPO法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体等、地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の役割や協働が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。

このような考え方にに基づき、大刀洗町および大刀洗町社会福祉協議会では、住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動等を積極的に推進するため、両計画を一体的に策定するものとします。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取り組みを示すこととなります。具体的には、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのか、などについて描くこととなります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

地域福祉活動をすすめるにあたっては、公的サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所等が、町社会福祉協議会とともに連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度が、ますます高まっています。

町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉活動をすすめていきます。

さらに、福祉に関する支援を必要としている人に対して、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、となり近所に住む人たちや友人等の身近な人間関係のなかでの支え合い・助け合い（互助）の力が欠かせません。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

じじょ 自助

個人や家族による支え合い・助け合い
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

こじょ 互助

身近な人間関係のなかでの自発的な制度化されていない支え合い・助け合い
(近隣の友人や知人、別居する家族が、互いに支え合い、助け合う)

きょうじょ 共助

地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された支え合い・助け合い
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)

こうじょ 公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え(行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

<「自助・互助・共助・公助」による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

自助・互助・共助・公助による対応例


①地域に高齢の夫婦ふたり暮らし世帯がある。



自助・互助
近所づきあいのなかで、家族の状況を伝え【自助】、互いに声をかけ合い、困りごとを相談し合う【互助】。

共助
こうした世帯があることを地域で把握し、情報を共有しながら見守り活動をすすめる。

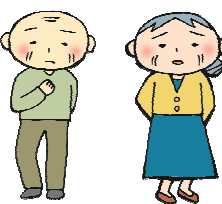
②ある日、妻が転倒して足を骨折し入院、生活が一変する。夫は妻の介護や家事などに精一杯努力【自助】するが、疲れは隠せない。



自助・互助
近所づきあいのなかで、夫は困りごとの助けを求め【自助】、となり近所は夫の日常的な生活の手助け（ごみ出しの手伝いや夕飯のおすそ分けなど）をする【互助】。

共助
地域の見守り活動のなかで、妻の介護や家事などについての困りごとや悩みごとの相談にのる。

③しばらくして、妻が退院するが、歩行に不自由が残ってしまう。夫は入院していた頃以上に、妻の介護や家事などに努力【自助】するが、日を追うごとに疲れ果てていき、妻にきつくあたってしまうことも見られるようになる。



互助
近所づきあいのなかで、何か困ったことはないか、お手伝いできることはないか、互いに声をかけ合う。

共助・公助
町担当者と協力【公助】し合いながら、民生委員・児童委員などが家庭訪問し、福祉サービスなどについての情報提供を行う【共助】。

公助
介護保険制度による訪問介護や通所介護、町の高齢者福祉サービスである介護用品給付サービスなどにより、支援を行っていく。

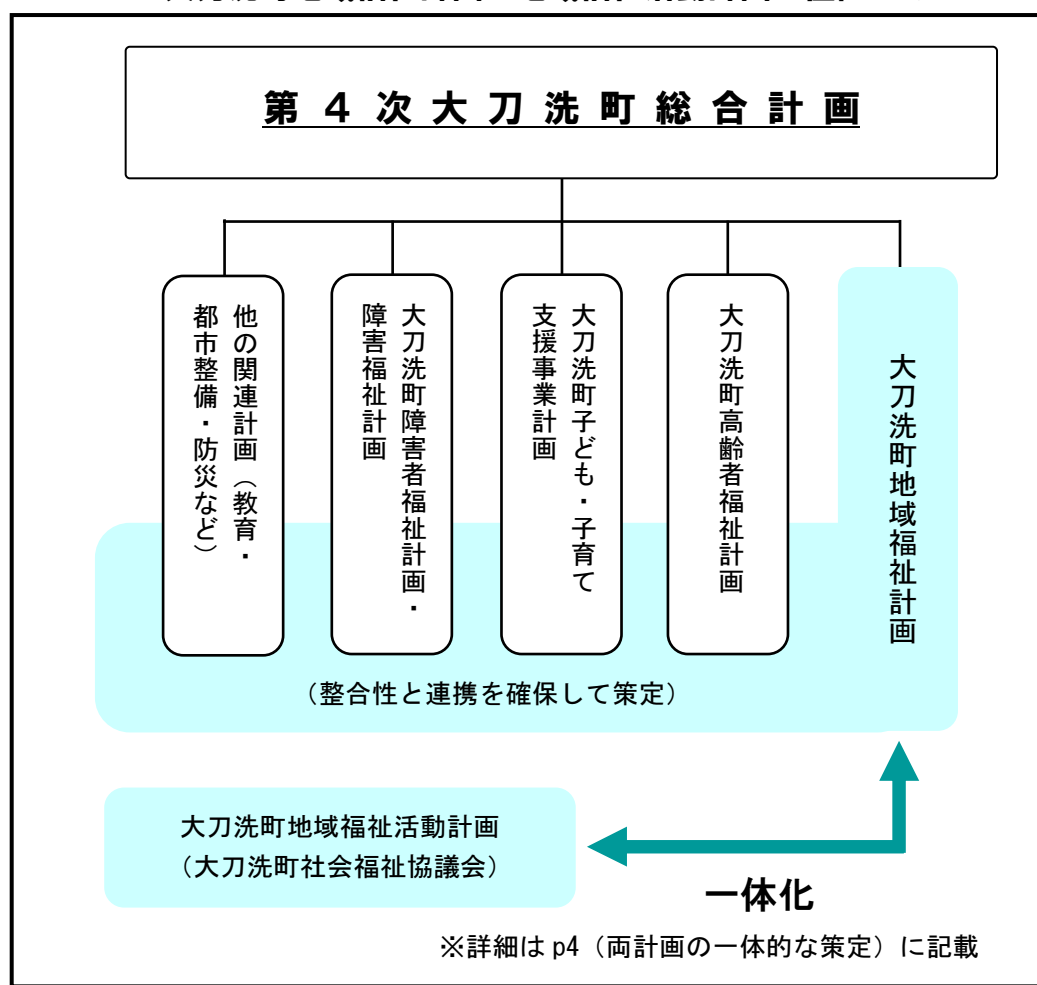
共助・公助
行政からの支援【公助】を受けながら、地域の人たちが役割分担をしながら協力し合って、地域ぐるみで見守りや手助けを行っていく【共助】。

第2節 計画の位置づけ

「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、第4次大刀洗町総合計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画のなかでも大きな目標として掲げられている「地域での支え合いや助け合い」を共有しながら、整合性と連携を確保して策定します。

また、「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。

<大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ>



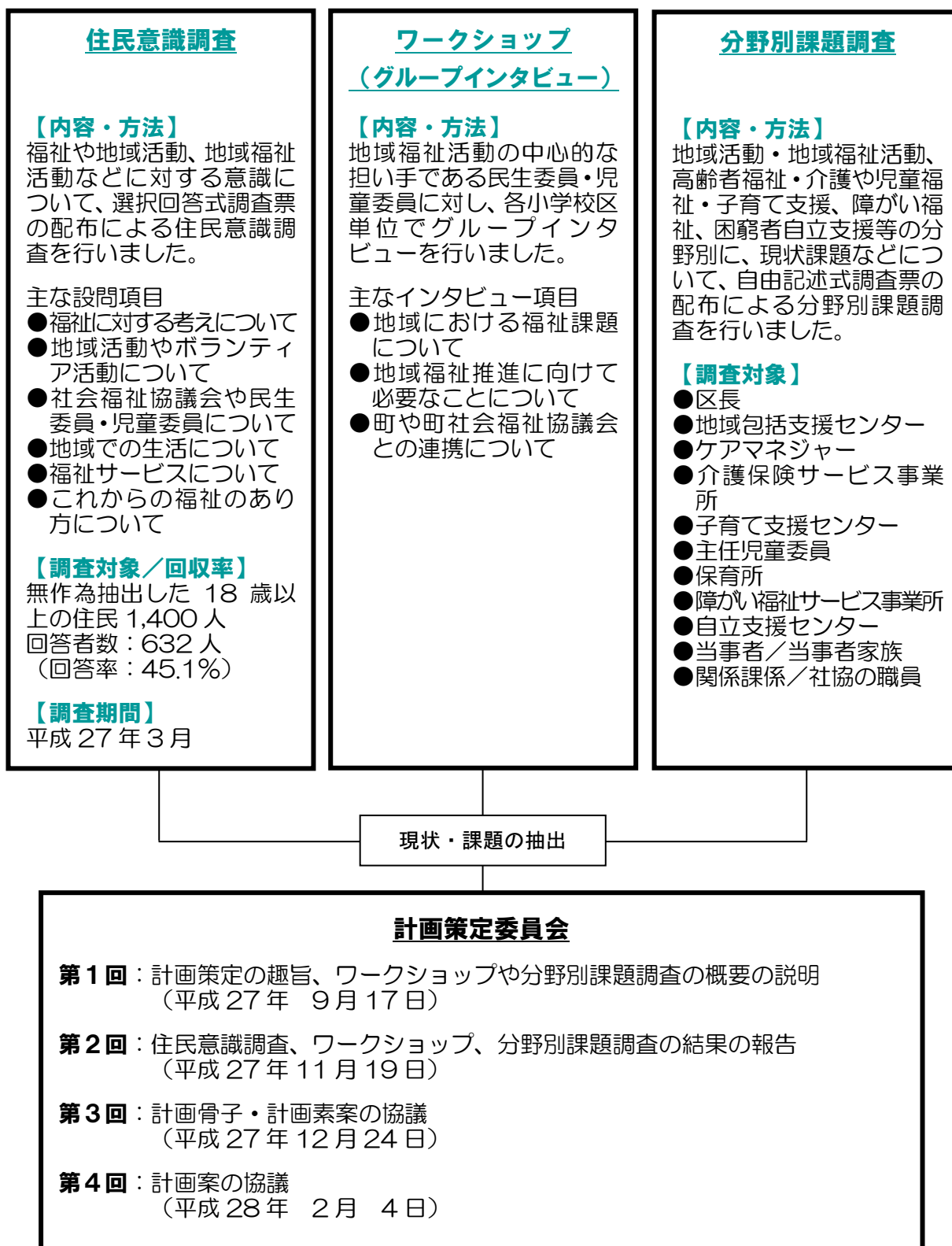
第3節 計画の期間

「大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の期間は、

平成28年度から平成32年度 までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

第4節 計画の策定体制と方法



パブリックコメントの実施 実施期間 平成 28 年 2 月 15 日～29 日

第2章 大刀洗町の概況

第1節 人口・世帯の状況

第2節 高齢者、子ども、障がいのある人等の状況

第3節 社会資源の状況

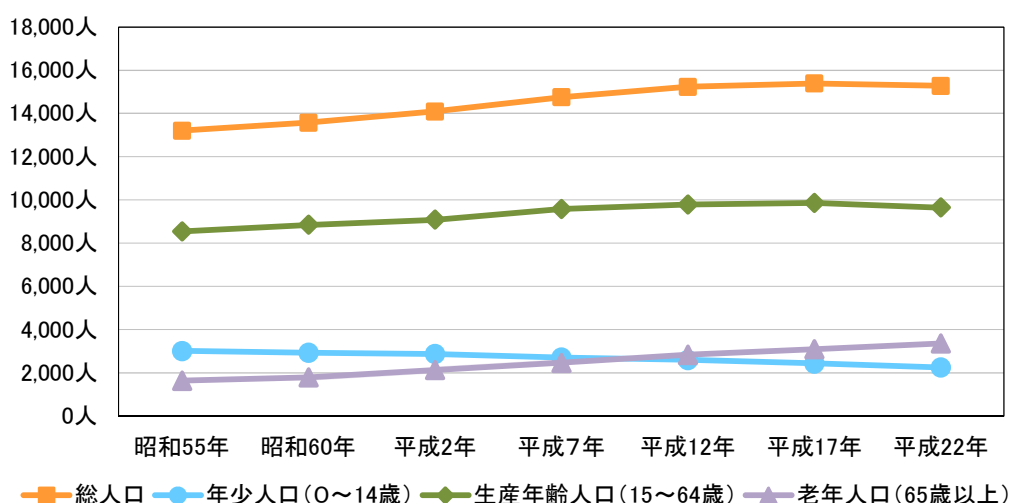
第1節 人口・世帯の状況

1 人口構成の状況

大刀洗町の総人口は、昭和55年に13,203人であったものが、平成17年までは増加を続け、15,400人に達しますが、その後減少に転じ、平成22年には15,284人となりました。年齢3区分でみると、65歳以上の老年人口が増加しているのに対し、0歳から14歳までの年少人口は減少しています。その結果、老年人口と年少人口は、平成10年前後に逆転しました。平成7年の65歳以上の高齢者が総人口に占める比率(高齢化率)は16.7%、年少人口の比率は18.4%でしたが、平成22年には高齢化率が22.0%、年少人口の比率は14.8%となり、急速に少子高齢化が進行しました。

上記のような少子高齢化の進行は、その後も同様に推移し、平成32年の高齢化率は28.6%、年少人口の比率は14.3%になることが予測されています。

＜総人口と人口構成の推移＞



単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年
総人口	13,203	13,576	14,098	14,755	15,227	15,400	15,284	15,135	14,943
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
年少人口 (0歳~14歳)	3,014	2,933	2,877	2,708	2,601	2,440	2,257	2,159	2,130
	22.8%	21.6%	20.4%	18.4%	17.1%	15.8%	14.8%	14.3%	14.3%
生産年齢人口 (15歳~64歳)	8,548	8,848	9,086	9,580	9,788	9,865	9,647	9,102	8,542
	64.7%	65.2%	64.4%	64.9%	64.3%	64.1%	63.1%	60.1%	57.2%
老年人口 (65歳以上)	1,641	1,795	2,131	2,467	2,838	3,095	3,364	3,874	4,271
	12.4%	13.2%	15.1%	16.7%	18.6%	20.1%	22.0%	25.6%	28.6%

資料：国勢調査

※合計値は年齢不詳を含む

平成27年のデータは、内閣府（地方創生）提供の資料による

平成32年のデータは、大刀洗町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンによる

2 世帯構成の推移

大刀洗町の一般世帯総数は、平成2年には3,354世帯でしたが、平成22年には4,779世帯となり、1,425世帯増加しました。

一般世帯総数に占める比率についてみると、核家族世帯（夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯）や3世代世帯等のその他の親族世帯からなる親族世帯は、平成2年の91.3%から平成22年には81.5%まで減少しました。それに対し、ひとり暮らしの世帯である単独世帯の一般世帯総数に占める比率は、平成2年に8.6%であったものが、平成22年には17.6%まで増加しました。

親族世帯のなかで、一般世帯総数に占める比率を下げたのは、夫婦と子どもからなる世帯と3世代世帯が多くを占めるその他の親族世帯でした。一方、夫婦のみの世帯のうち、高齢者夫婦のみの世帯に注目すると、一般世帯総数に占める比率は、平成2年の3.4%から平成22年には9.2%まで増加しています。また、高齢者ひとり暮らしに注目すると、一般世帯総数に占める比率は、平成2年に3.1%であったものが平成22年には5.6%となりました。

このことから、高齢者世帯を中心に世帯の小規模化が進行している様子がうかがえます。

<世帯構成の推移>

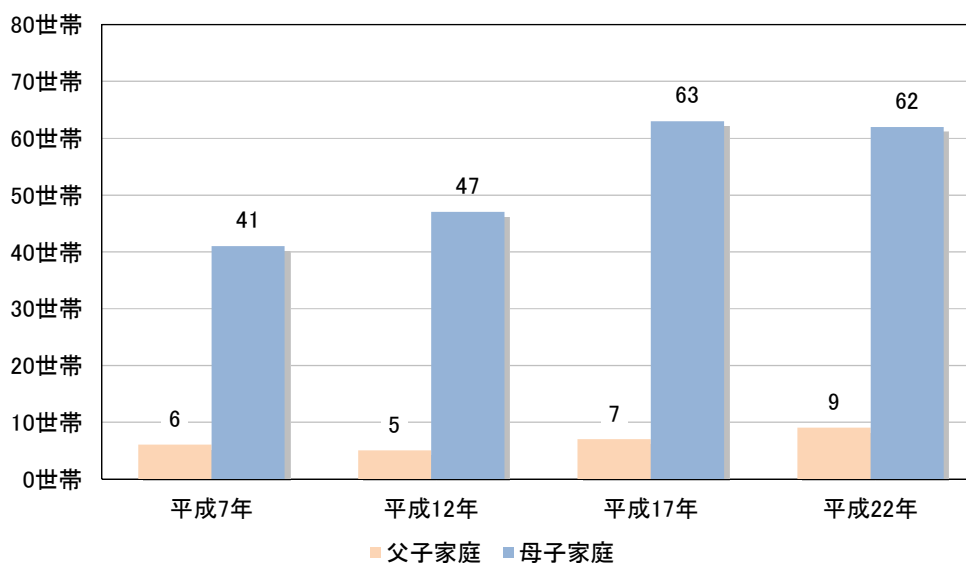
単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	3,354	3,718	4,091	4,423	4,779
	100%	100%	100%	100%	100%
親族世帯	3,063	3,331	3,593	3,772	3,896
	91.3%	89.6%	87.8%	85.3%	81.5%
核家族世帯	1,710	1,991	2,288	2,567	2,794
	51.0%	53.6%	55.9%	58.0%	58.5%
夫婦のみ	325	462	604	698	838
	9.7%	12.4%	14.8%	15.8%	17.5%
	100%	100%	100%	100%	100%
うち、高齢者夫婦のみ	113	186	251	326	440
	3.4%	5.0%	6.1%	7.4%	9.2%
	34.8%	40.3%	41.6%	46.7%	52.5%
夫婦と子ども	1,161	1,263	1,369	1,502	1,516
	34.6%	34.0%	33.5%	34.0%	31.7%
男親と子ども	41	47	48	58	84
	1.2%	1.3%	1.2%	1.3%	1.8%
女親と子ども	183	219	267	309	356
	5.5%	5.9%	6.5%	7.0%	7.4%
その他の親族世帯	1,353	1,340	1,305	1,205	1,102
	40.3%	36.0%	31.9%	27.2%	23.1%
非親族世帯	1	5	7	28	38
単独世帯	290	382	491	623	840
	8.6%	10.3%	12.0%	14.1%	17.6%
	100%	100%	100%	100%	100%
うち、高齢者ひとり暮らし	103	134	170	228	270
	3.1%	3.6%	4.2%	5.2%	5.6%
	35.5%	35.1%	34.6%	36.6%	32.1%

資料：国勢調査

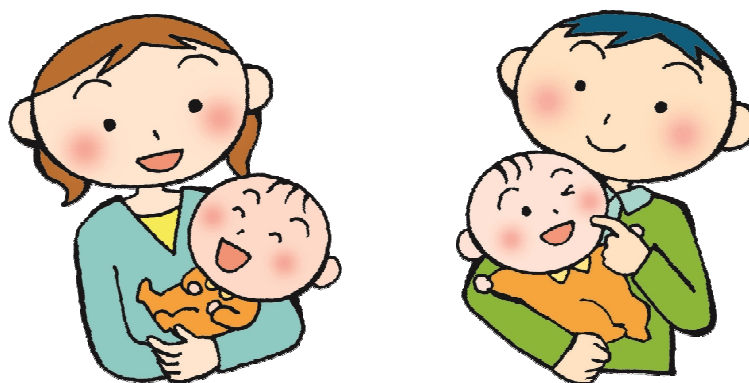
※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

<ひとり親世帯の推移>



資料：国勢調査

父子家庭もしくは母子家庭（核家族世帯のうち未婚、死別または離別の女親または男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）であるひとり親世帯は、母子家庭については、平成7年の41世帯から、平成17年の63世帯まで増加しましたが、その後横ばいとなっています。



第2節 高齢者、子ども、障がいのある人等の状況

1 要介護（支援）認定者数の状況

大刀洗町の要介護認定者数は、平成23年から平成26年まで、増加しながら推移しましたが、平成27年は減少しました。

認定区分の割合についてしてみると、経年的な変化はほとんどなく、平成27年では、要支援1、2および要介護1の軽度者の比率は50.0%で、要介護（支援）認定者の半数を占めています。

<要介護（支援）認定者数の推移>

単位：人

項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
総数	591	623	632	639	631
要支援1	96 16.2%	103 16.5%	103 16.3%	104 16.3%	105 16.6%
要支援2	62 10.5%	61 9.8%	67 10.6%	71 11.1%	82 13.0%
要介護1	133 22.5%	150 24.1%	147 23.3%	134 21.0%	129 20.4%
要介護2	77 13.0%	78 12.5%	92 14.6%	97 15.2%	99 15.7%
要介護3	75 12.7%	78 12.5%	82 13.0%	92 14.4%	79 12.5%
要介護4	80 13.5%	81 13.0%	86 13.6%	75 11.7%	90 14.3%
要介護5	68 11.5%	72 11.6%	55 8.7%	66 10.3%	47 7.4%

資料：健康福祉課（各年10月1日現在）

2 障害者手帳所持者等の状況

【身体障がいのある人の状況】

身体障害者手帳の所持者数は、平成23年から平成26年までは増加傾向にありましたが、平成27年は減少に転じました。平成23年の644人と平成27年の652人を比較すると8人増加しました。

年代別でみてみると、身体障害者手帳所持者のほとんどが18歳以上で、平成27年では、18歳以上が98.0%を占めました。また、障がい程度別でみてみると、最も重度である身体障害者手帳1級が最も多く、次いで4級が続きました。平成27年では、1級と2級を合わせると、全体の47.1%を占め、重度の身体障害者手帳所持者が約半分の割合となりました。障がい種別でみてみると、肢体不自由のある人が最も多く、平成27年は368人で、身体障害者手帳所持者数全体の56.4%を占めました。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合 計		644	647	646	659	652
年代別	18歳未満	12	10	11	12	13
	18歳以上	632	637	635	647	639
障がい程度別	1級	185	185	190	195	202
	2級	116	117	110	109	105
	3級	97	98	104	110	107
	4級	142	144	145	150	147
	5級	59	57	51	51	52
	6級	45	46	46	44	39
障がい種別	視覚障がい	55	54	51	53	47
	聴覚・平衡機能障がい	62	63	61	61	57
	音声・言語・そしゃく機能障がい	7	9	8	9	9
	肢体不自由	361	364	364	369	368
	内部障がい	159	157	162	167	171

資料：健康福祉課（各年3月31日現在）

【知的障がいのある人の状況】

療育手帳の所持者数は、平成23年の117人と平成27年の126人を比較すると9人増加しました。

年代別でみてみると、おおむね3割が18歳未満で、平成27年では、18歳未満の療育手帳所持者は38人で、療育手帳所持者の30.2%を占めました。障がい程度別でみてみると、重度である療育手帳Aの所持者の方が、中・軽度のBよりも多く、平成27年では、療育手帳Aの所持者は66人で、療育手帳所持者の52.4%を占めました。

＜療育手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
合 計		117	124	124	122	126
年代別	18 歳未満	37	40	39	38	38
	18 歳以上	80	84	85	84	88
障がい程度別	A（重度）	63	64	65	64	66
	B（中・軽度）	54	60	59	58	60

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

【精神障がいのある人の状況】

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 23 年の 49 人と平成 27 年の 64 人を比較すると 15 人増加しました。この間、平成 25 年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じました。障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳 2 級の所持者が最も高く、7 割以上で、平成 27 年は 46 人で、全体の 71.9%を占めました。

自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、平成 23 年の 115 人と平成 27 年の 168 人を比較すると 53 人増加しました。この間、平成 26 年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じました。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
合 計		49	53	43	50	64
障がい程度別	1 級	4	3	2	2	2
	2 級	36	42	34	38	46
	3 級	9	8	7	10	15

資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

＜自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移＞

単位：人

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	115	151	167	164	168

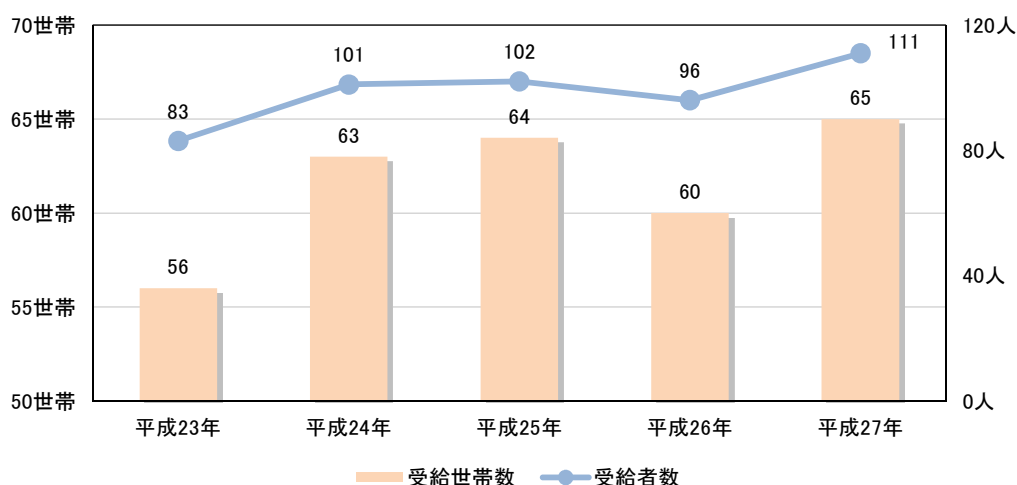
資料：健康福祉課（各年 3 月 31 日現在）

3 生活保護世帯・児童扶養手当受給者の状況

生活保護の受給世帯数と受給者数は、平成23年の56世帯と平成27年の65世帯を比較すると9世帯増加しています。この間、平成26年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じました。受給者数は、平成23年の83人と平成27年の111人を比較すると28人増加しています。これも世帯数の推移と同じように、平成26年に一旦減少しましたが、その後は増加に転じています。

一方、父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される児童扶養手当の受給者数については、平成23年の109人と平成27年の124人を比較すると15人増加しています。

＜生活保護受給世帯数・受給者数の推移＞



単位：世帯、人

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給世帯数	56	63	64	60	65
受給者数	83	101	102	96	111

資料：北筑後保健福祉環境事務所（2月末現在）

＜児童扶養手当受給者数の推移＞

単位：人

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
受給者数	109	118	119	123	124

資料：住民課（1月31日現在）

第3節 社会資源の状況

1 福祉サービス等に関わる施設・事業所の状況

大刀洗町内に所在する高齢者福祉・介護分野、児童福祉・子育て支援分野、障がい福祉分野の福祉サービスに関わる施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

<高齢者福祉・介護分野>

施設・事業所	箇所数
有料老人ホーム（住宅型）	4
養護老人ホーム	1
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	3
訪問介護（ホームヘルプ）事業所	4
通所介護（デイサービス）事業所	11
短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）事業所	3
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所	3
居宅介護支援事業所	3
地域包括支援センター	1
在宅介護支援センター	1

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

<児童福祉・子育て支援分野>

施設・事業所	箇所数
乳児院	1
児童養護施設	1
障害児入所施設	2
認可保育所（園）	5
小学校	4
中学校	1
子育て支援センター	1
学童保育所	4
病後児保育センター	1

資料：子ども課（平成27年10月1日現在）

＜障がい福祉分野＞

施設・事業所	箇所数
施設入所支援	3
共同生活援助（グループホーム）事業所	1
居宅介護事業所	1
生活介護事業所	3
療養介護事業所	1
就労継続支援（B型）事業所	1
短期入所（ショートステイ）事業所	4
放課後等デイサービス	1
相談支援事業所	3

資料：健康福祉課（平成27年10月1日現在）

2 福祉活動にかかわる人たちの状況

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、町民のなかから選ばれ県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により、児童委員を兼務しています。民生委員・児童委員のなかには、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員がいます。

主な職務は、以下のとおりです。

- 町民の生活状態を把握し、要援護者の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 要援護者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 関係行政機関等の業務に協力すること

大刀洗町では38人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が2人）が活動しています。

【小地域協議会・福祉協力員】

社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者等、困ったときに支援が必要な人たちが、孤立せず安心した生活を送れるよう、地域全体で互いに気づき、見守り、支えあう関係づくりのため、「要援護者見守りネットワーク」の活動をすすめています。要援護者見守りネットワークの活動により、住民をはじめ、行政や関係機関が連携し、町全体で普段からの顔の見える関係づくりや災害時の見守り体制の充実をめざしています。

「小地域協議会」は行政区単位に設置され、それぞれの地区の実情に応じた内容と方法で要援護者見守りネットワークの活動をすすめています。区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉協力員等から構成されたメンバーの皆さんが日々の活動のなかで気づいた地域の様子を共有するとともに、見守りの対象となる人が安心して暮らせるように、対象者に変化や困りごとがあれば、支援体制を整え、さらに、必要に応じて専門機関へつなぐ組織です。

「福祉協力員」は、要援護者見守りネットワークでの見守り活動のメンバーとして活躍し、区長の推薦により選出され、社会福祉協議会会長が委嘱します。普段の生活のなかでのさりげない見守りや声かけ等、地域の実情に応じた福祉活動に協力してもらうとともに、行政区単位で開催されているミニデイサービスでも活躍しています。

＜福祉協力員数の推移＞

単位：人

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 度	平成 26 年	平成 27 年
福祉協力員数	130	115	122	125	129

資料：社会福祉協議会

【高齢者相互支援活動員】

高齢者相互支援活動員は、老人クラブ活動の一環として、支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等の実践活動を行うため、単位老人クラブごとに配置され、活動をすすめています。この活動は、福岡県老人クラブ連合会が推進している「福岡県高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」のなかに位置づけられており、支援の対象となる人は、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみ、家族がいても昼間援助が必要な高齢者です。

平成 27 年度は、町内老人クラブ会員の 50 名が高齢者相互支援活動員として登録され、活動をすすめています。

【ボランティア団体】

大刀洗町では、福祉活動のみならず、スポーツや文化芸術活動、環境活動、まちづくり活動等の分野でボランティア団体が活動しています。そのなかで、社会福祉協議会と連携を図りながら活動をすすめているボランティア団体は、以下のとおりです。

＜ボランティア団体＞

団体名	活動内容
配食ボランティア (大堰)(本郷)(大刀洗)(菊池)	高齢者だけの世帯、障がい者世帯等を対象に、お弁当(夕食)を作って配達
大堰アンビシャス広場ボランティア	大堰アンビシャス広場で子どもの居場所づくり(ソーラン節・将棋・お茶・フラダンス・料理 他、子どもたちの活動を支援)
青い鳥(文庫)	読み聞かせ・おはなし会
ナレーションサークル風	視覚障がい者に広報たちあらい等のCDの提供、子どもから高齢者までを対象にしたおはなし会・朗読会、朗読指導
ステージオペレーター	ステージボランティア(音響・照明・舞台)
スマイル	ボランティア情報誌ちょぼらの編集
たけのこクラブ	廃品回収・美化活動等
矢車草	車椅子レクダンス
いきいき幸せ大刀洗 「ひと花咲かせ隊」	町に花を植えること・仲間づくり
子ども見守り隊 (大堰)(本郷)(大刀洗)(菊池)	登下校中の子どもの見守り活動
折鶴会	折り紙・絵画等を施設等で利用者とする活動
ちゃお ²	子育て支援ボランティア
夢のちゅういんがむ	ミニデイサービスでの三味線・歌・踊りの披露
お話ほっとたいむ	読み聞かせ・おはなし会
大刀洗ハーモニカ レインボー	ミニデイサービスや施設等でのハーモニカ演奏
大正琴サークル	ミニデイサービス等での大正琴演奏

資料：社会福祉協議会

第3章 計画の基本的な考え方



第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 取り組みの体系

第1節 基本理念

大刀洗町においては、急速な少子高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実にすすんでいます。地域においても、厳しい社会経済状況のなか、個人の価値観やライフスタイルの多様化、地域や家族における「つながり」の希薄化等が要因となってさまざまな問題が発生しています。

人と人との「つながり」が薄れつつある現在において、地域でともに暮らす人々が、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭のなかで、お互いに思いやりの心を持ち、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

さらに、特定の人が特定の人を「支える」一方向の関係ではなく、お互いに「支え合う」双方向の関係を築き、その関係性を深めていくことが大切です。

そこで、本計画では・・・

支えあい 助けあうまち 大刀洗

を **基本理念** とします。



第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

誰もが必要なときに適切な福祉サービスを利用できる地域をめざします。そのために、福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。

安心して安全に暮らせる基盤づくり

誰もが安心して安全に暮らせる地域をめざします。そのために、福祉サービスの提供体制の充実を図るとともに、地域での助け合いや支え合いの仕組みと体制を整えることで、地域において安心して暮らしていける基盤づくりをすすめます。

みんなが気軽に参加できる地域づくり

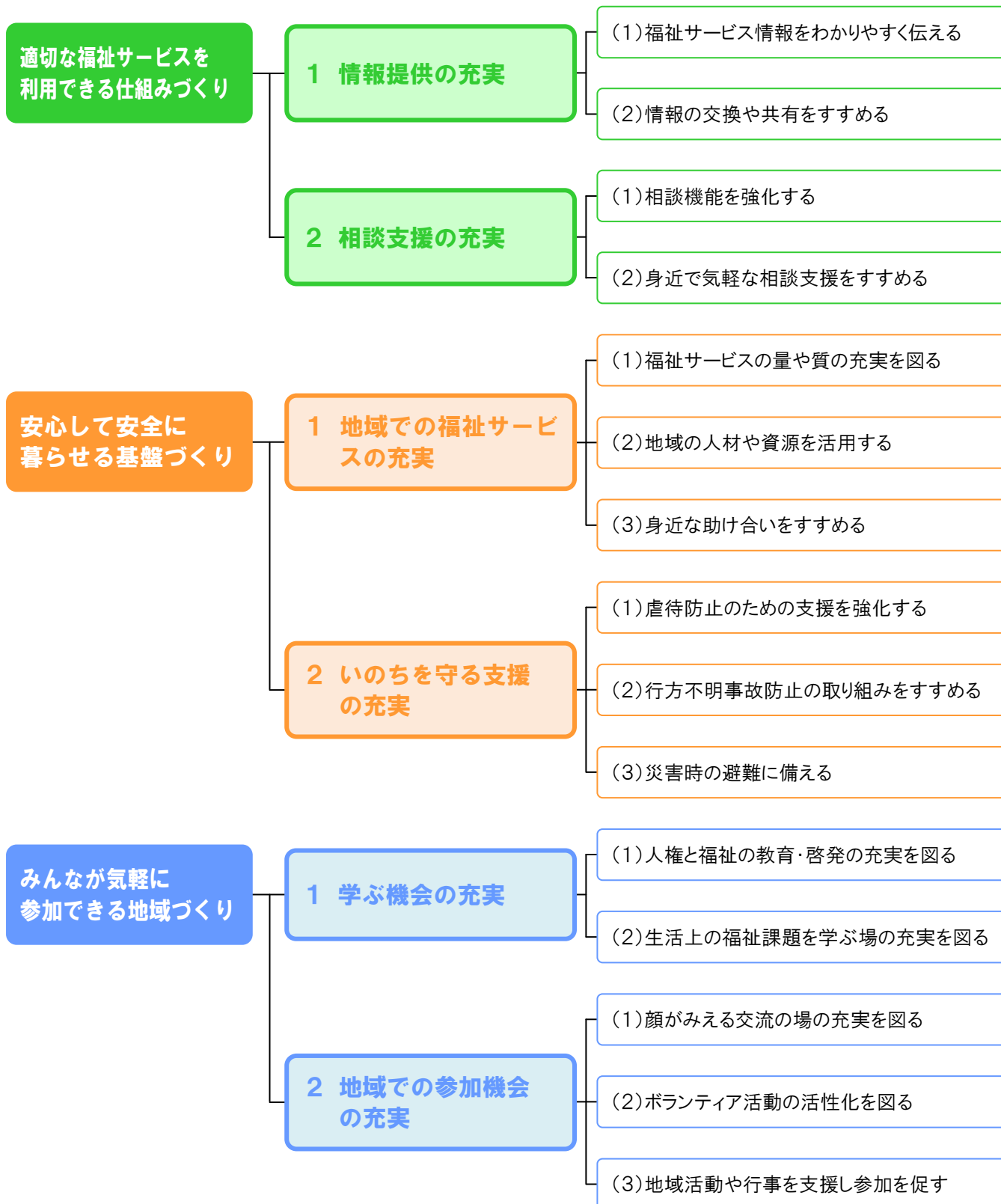
誰もが地域福祉活動に参加できる地域をめざします。そのために、学びの機会を提供し地域福祉活動への参加と協力を促すとともに、交流の場を充実させ、ボランティア活動や地域活動の推進を図ることで、社会参加の機会の充実を図る環境づくりをすすめます。

第3節 取り組みの体系

基本目標

取り組みの柱

取り組み



第4章 取り組みと役割分担

第1節 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

第2節 安心して安全に暮らせる基盤づくり

第3節 みんなが気軽に参加できる地域づくり

第1節 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

1 情報提供の充実

(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える

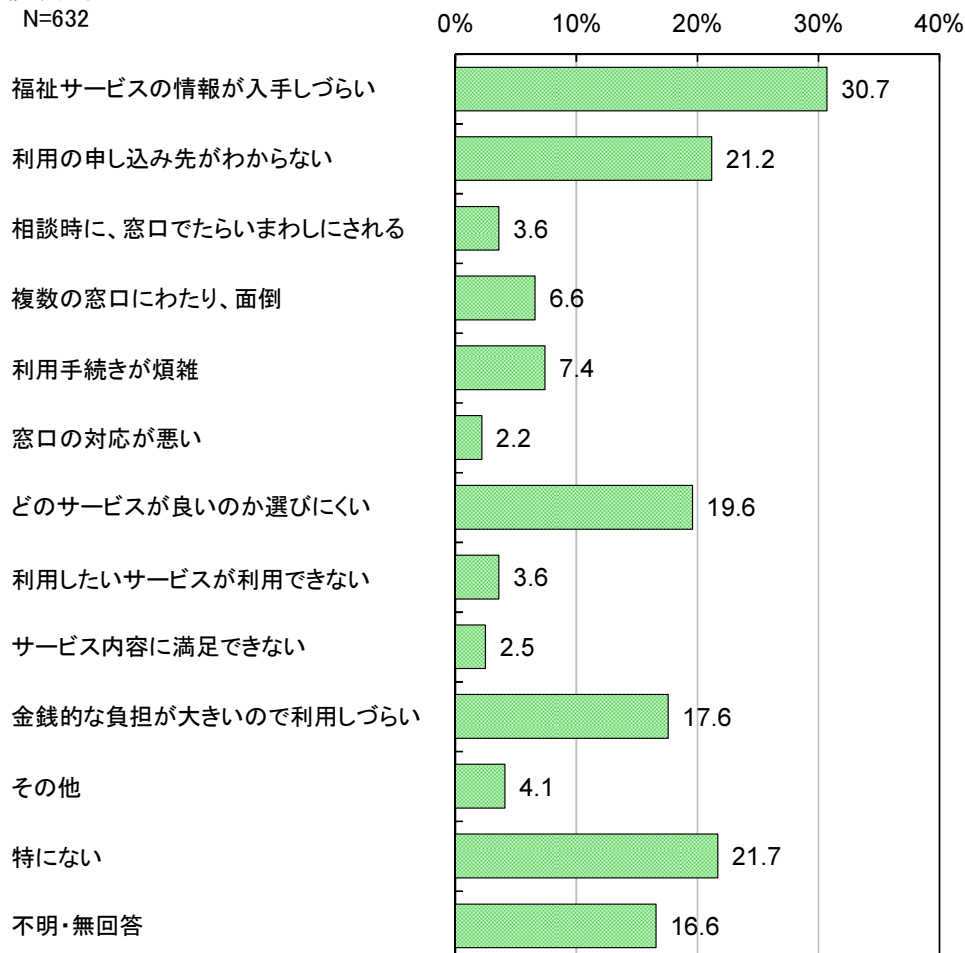
現状と課題

福祉サービスに関する情報を丁寧に知らせていくことが大切

<福祉サービスの利用に関して不都合・不安に思ったことについて>

<複数回答>

N=632

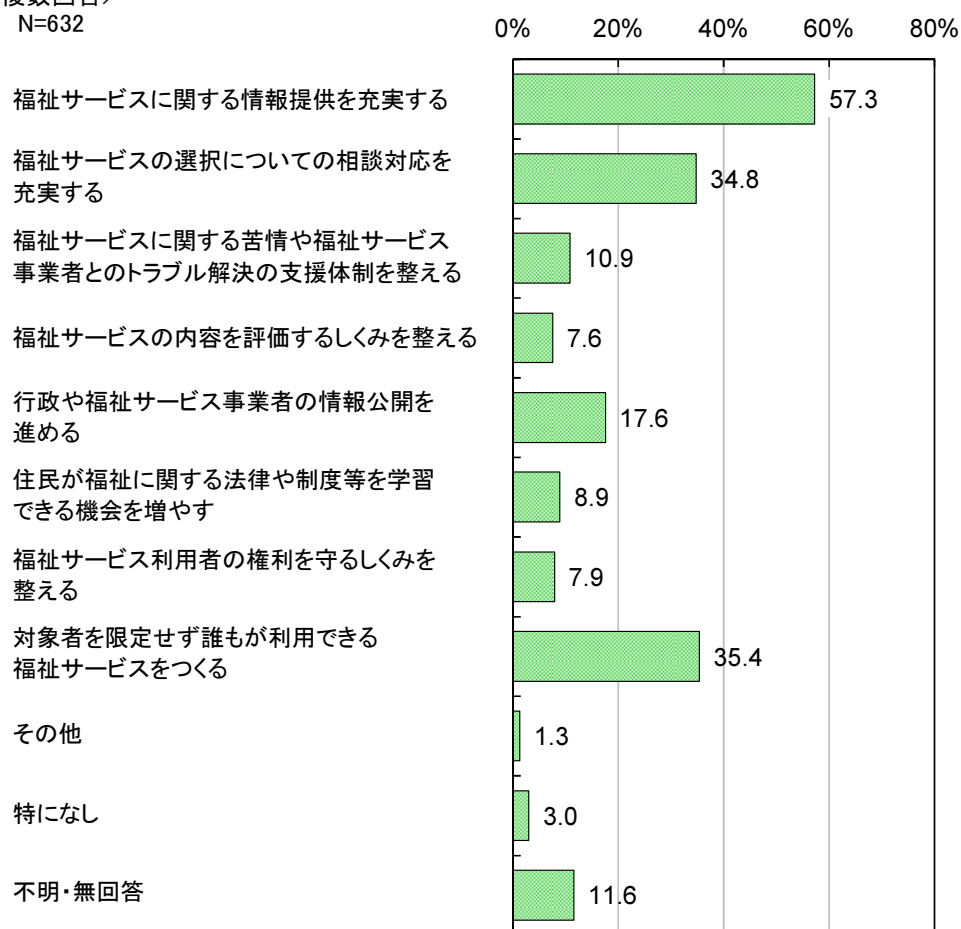


「福祉サービスの情報が入手しづらい」が30.7%と最も高く、次いで「利用の申し込み先がわからない」が21.2%、「どのサービスが良いのか選びにくい」が19.6%となりました。

<最適な福祉サービスの利用のために町が取り組むことについて>

<複数回答>

N=632

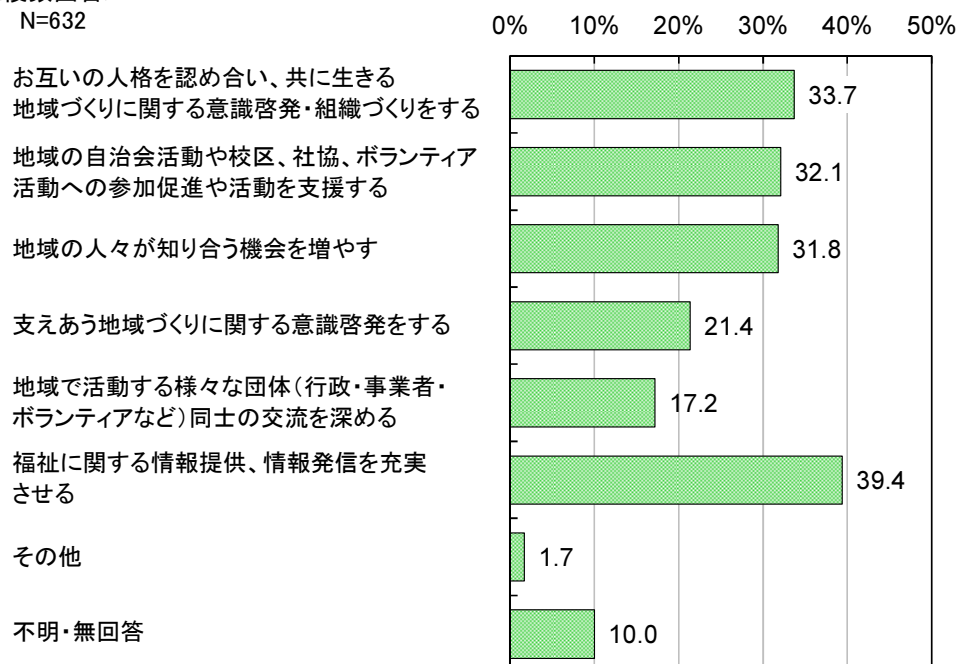


「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が57.3%と最も高く、次いで「対象者を限定せず誰もが利用できる福祉サービスをつくる」が35.4%、「福祉サービスの選択についての相談対応を充実する」が34.8%となりました。

<支え合う地域づくりのために町が取り組むことについて>

<複数回答>

N=632



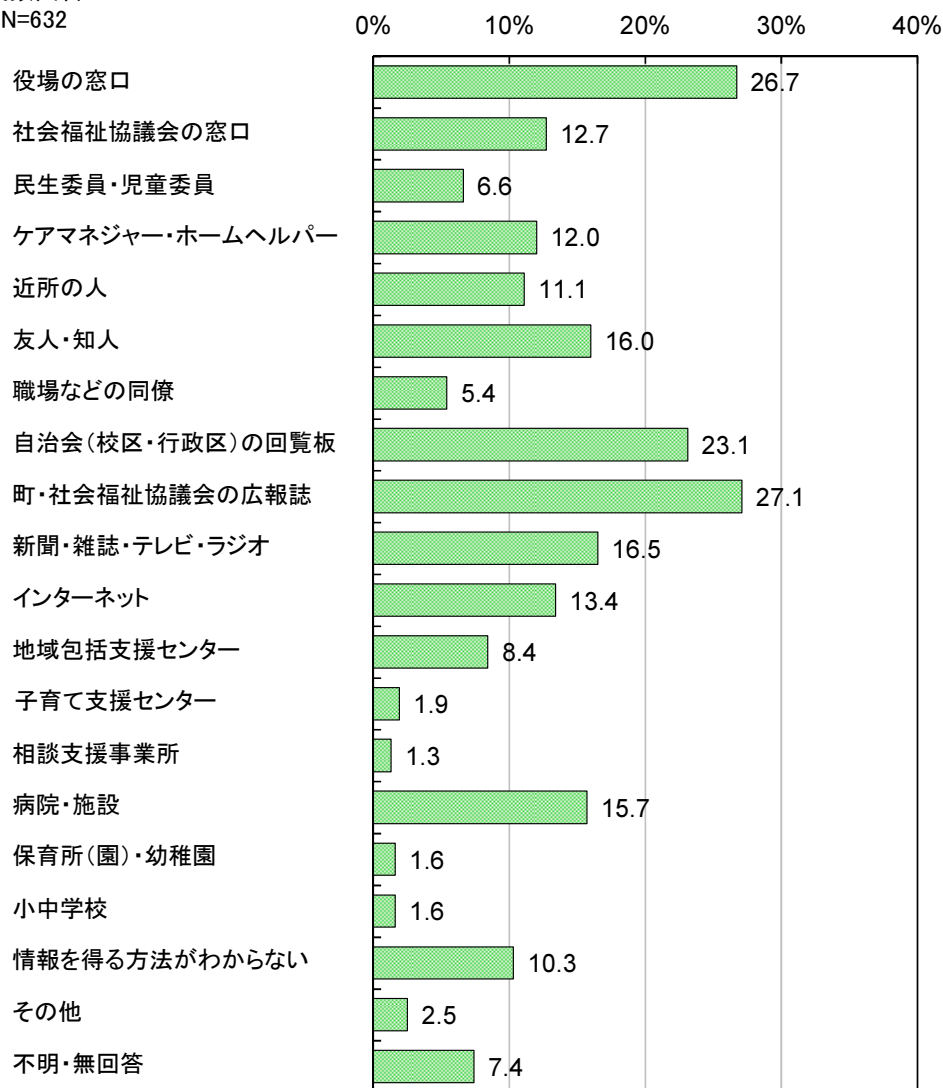
「福祉に関する情報提供、情報発信を充実させる」が39.4%と最も高く、次いで「お互いの人格を認め合い、共に生きる地域づくりに関する意識啓発・組織づくりをする」が33.7%、「地域の自治会活動や校区、社協、ボランティア活動への参加促進や活動を支援する」が32.1%となりました。

分野別課題調査の高齢者福祉・介護分野からは、「福祉や介護、医療の制度のことが理解できていないことがある」、「サービスのことが十分に伝わっていない」などの意見が多数ありました。また、他の分野からも、「子育て支援のサービスの情報が十分に行き届いていない」、「病後児保育のことがあまり知られていない、事前登録等が面倒なのか利用も少ない」といった意見や、「障がい福祉に関するサービスのことが十分に伝わっていない」との意見がありました。

町・社会福祉協議会の広報誌をわかりやすいものになるよう工夫し、充実させていくことが大事

<福祉サービスに関する主な情報源について>

<複数回答>
N=632



「町・社会福祉協議会の広報誌」が27.1%と最も高く、次いで「役場の窓口」が26.7%、「自治会(校区・行政区)の回覧板」が23.1%となりました。

取り組みの方針

福祉サービスを必要とする人が必要な情報をいつでも得られるような仕組みづくりをすすめます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮等、分かりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が
取り組むこと

- 広報紙や回覧板等をよく読み、福祉サービスに関する知識を積極的に身につけます。
- 必要な福祉サービスの情報を周囲に求めます。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会等に参加するよう心がけます。
- どのような福祉サービス情報が必要なのかということを行行政窓口伝えるなど、積極的に発信します。

地域の組織・団体が
取り組むこと

- 回覧板を活用し、必要な福祉サービスの情報を伝達します。
- 福祉サービスについて、情報交換や意見交換ができる場を設けます。
- 福祉サービスに関する講演会や研修会等を地域で開催します。
- 小地域協議会や民生委員・児童委員等による見守り活動や相談支援活動のなかで、福祉サービスの情報を提供します。
- 民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人は、自らの役割について周知します。

事業所等が
取り組むこと

- ケアマネジャーや福祉サービス事業所では、必要な福祉サービス等に関する情報を利用者やその家族に対し、十分に説明します。
- 福祉サービス事業所では、地域の人たちにサービス内容を理解してもらうため、施設見学等を積極的に受け入れます。

社会福祉協議会が
取り組むこと

- 社会福祉協議会の役割や活動内容について周知します。
- 「社協だより」やホームページ等で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。
- 「社協だより」やホームページ等を平易な文章とするなど工夫し、分かりやすい情報提供に努めます。
- 要援護者見守りネットワーク協議会や各行政区の小地域協議会に参加し、福祉サービスや福祉活動に関する情報提供を行います。
- 福祉サービスに関する情報を提供する窓口では、情報提供のみに留まることなく、必要なサービス利用につながるよう十分に配慮します。
- 福祉サービスに関する情報の入手や理解が困難と思われるところには、訪問等を行うなど、きめ細かい情報の提供に努めます。

行政が
取り組むこと

- 「広報たちあらい」で、福祉サービス情報の提供の充実を図ります。
- 高齢者向けに文字を大きくしたり、障がいのある人向けに音訳するなど、情報の受け手の特性に合わせた福祉サービスの情報提供を工夫します。
- ホームページやパンフレット等については、見やすく読みやすくなるよう工夫をして、福祉サービス情報を提供するよう努めます。
- 福祉サービスの内容や利用の手続き等の情報を分かりやすくまとめたチラシや冊子等を作成し、対象となる人に配布できるよう努めます。
- 地域の組織や団体、保育所・小中学校等を通じ、あらゆる機会を活用して、福祉サービスや制度の浸透に努めます。
- 情報の受け手の対象を絞り、確実に効率よく福祉サービス情報を提供するために、福祉サービスの提供や調整役となる福祉専門職や、個別福祉分野の協議会やネットワークを活用します。
- 地域包括支援センター等、福祉サービスに関する情報提供や専門的な相談に応じる窓口の周知を図ります。
- 民生委員・児童委員や福祉サービス事業所等、地域において相談支援に携わる人や相談事業所について周知します。
- 福祉サービスに関する情報提供を行う相談窓口では、手話や筆談等による意思疎通支援が行える体制を整えます。



(2) 情報の交換や共有をすすめる

現状と課題

地域において支援が必要な人たちに関する情報を把握し共有していくことが大切

グループインタビューでは、「民生委員活動が停滞してしまうところもあるので、情報を共有できるものであれば、提供してもらいたい」との意見がありました。また、分野別課題調査では、「個人情報保護も大事だけど、どこにどんな人が住んでいるのか把握しておくことも大事」といった意見が多数ありました。

取り組みの方針

住民が知り、理解しておくことが大切となる情報の交換や共有化とともに、見守り活動等の充実を図っていく上での重要となる情報を共有していくための取り組みをすすめます。

具体的な取り組み

自分や家族が
取り組むこと

- 広報や回覧板等に目を通すよう心がけるとともに、その内容について家族のなかで伝え合います。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけます。
- 自分や家族の情報は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。

隣近所が協力して
取り組むこと

- 隣近所の人たちと誘い合って、情報交換の場や機会に参加するよう心がけます。
- 自分や家族の情報や緊急時の連絡先等は、自分たちの命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所の人たちと共有しておくよう心がけます。

地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●住民が知り、理解しておくことが大切となる情報については、地域においてきちんと共有しておくために、方法を工夫しながら、伝達していきます。●地域での集まりやさまざまな地域活動や行事を通じて、個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払いながら、情報の交換や共有を図るよう努めます。●高齢者世帯や認知症高齢者、障がいのある人等、支援が必要な人たちに対する見守り等を充実させるため、住民と行政区、民生委員・児童委員等の間でコミュニケーションを図り、信頼関係を深めながら、情報の共有化をすすめます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●行政区での小地域福祉活動等について集約し、事例集等に取りまとめながら、情報提供の充実を図ります。●要援護者見守りネットワーク協議会や各行政区の小地域協議会との情報交換の機会を充実させ、地域における福祉課題や支援が必要な人たちに関する情報について、個人情報保護に配慮しながら共有します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●町内の地域活動や地域福祉活動、社会資源等についての情報提供の充実を図ります。●行政区や民生委員・児童委員等と、支援が必要な人たちの情報を共有化する仕組みづくりについて検討していきます。●個人情報の管理について、区長や民生委員・児童委員等の研修や学習会のさらなる充実を図ります。

2 相談支援の充実

(1) 相談機能を強化する

現状と課題

福祉や介護のサービスにつながるための相談支援が求められている

分野別課題調査では、「必要なサービスにつながっていないケースがある」や「相談支援につながっていないことがある」などの意見が数多くありました。また、高齢者福祉・介護分野からは、「夫婦のなかで抱え込んでしまっていることがある」、「疾病に対する理解ができていないことがある」などの意見や、障がい福祉分野からは、「子どもの障がいを受容していくことがなかなか難しい」、さらに、「障がいのある人の家族が福祉的な支援を必要としていることがある」といった意見もみられました。

福祉や介護のサービスを上手に利用するための丁寧な相談支援が大切

分野別課題調査では、「介護保険サービスに頼り過ぎてしまっているところがある」や「在宅生活の実態をきちんと把握することが大切」などを指摘する意見がありました。また、「家族関係が良好ではない」や「早めの相談が大切で、キーパーソンの存在が大事」を指摘する意見もみられました。

取り組みの方針

関係機関との連携を図り、困りごとを抱える人のさまざまなニーズを適切に対応できる専門性の高い相談支援に努めるとともに、きめ細かな相談窓口での対応をすすめるなど、相談機能の強化を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、積極的に関係機関の相談窓口を利用するよう心がけます。●家族が悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう、声をかけます。●広報やホームページ等を利用して、各種相談窓口に関する知識を身につけます。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所の人が福祉や介護等のことで悩んでいたら、関係機関の相談窓口を利用するよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●生活上での不安や悩み、困りごとについて、専門的な支援が必要な場合には、各種相談窓口へつなぎます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●各種相談事業や障がい者相談支援事業等の相談窓口を充実させ、相談者の利便性の向上に努めます。●相談方法を工夫し、誰もが気軽に行ける雰囲気と相談しやすい体制を整えます。●より専門的な支援が必要な場合には、相談内容に応じて、関係専門機関へ適切につなぎます。●相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問等により、相談支援の充実に努めます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●どこに行けば相談できるのか、誰に相談できるのかを分かりやすくするため、各種相談窓口を整理しながら、周知を図ります。●担当する相談窓口が複数箇所にあたるときには、相談者に対し丁寧な案内を心がけるとともに、必要に応じ、同行しながら支援します。●相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる福祉サービスを積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す相談支援を実践します。●相談窓口を訪れることが難しい人に対しては、訪問等により、相談支援の充実に努めます。●相談支援窓口のネットワークを構築し、情報交換や情報の共有を図りながら問題の解決に努めます。●相談窓口の担当職員の知識向上のため、研修の機会を充実します。●高齢者や子育て家族、障がいのある人の課題等に関する相談専門機関について、機能強化をすすめます。●専門性の高い相談援助に対応するため、専門職の配置に努めるとともに、各種関係機関や団体との情報交換や連携を強化していきます。

(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる

現状と課題

身近で気軽な相談支援をすすめることが大切

分野別課題調査の児童福祉・子育て支援分野では、「子育てについて相談できる人が身近にいない」、「親に余裕がなくなって、イライラしていることが多い。孤立してしまっていることも」、「余裕がなく、ストレスが溜まっている」など、孤立した状態で、もしくは孤立感を抱きながら子育てを行っている保護者の様子について指摘する意見が数多くありました。また、「子育てのこと等を気軽に相談できるところがあると、SOS も出しやすく助かる」との意見もありました。

取り組みの方針

民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人たちが、住民の身近な相談相手や気軽な相談窓口になるよう地域における相談支援活動をすすめるとともに、町や社会福祉協議会の職員による相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。



具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●家族や親戚とのつながりを大切にします。●困っているときには悩みをひとりで抱えこまず、身近な人たちに相談します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●近所づきあいを大切にし、互いに気軽に相談し合える関係を築きます。●隣近所の人々が悩みを抱え込んでいたら、民生委員・児童委員等、地域において相談支援に携わる人に話をしてみるよう声をかけ合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●相談活動に携わる人たちは、日頃から自分のことやその役割について、住民に知らせるよう心がけます。●相談活動に携わる人たちは、日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけるなど、住民にとって気軽に相談できる存在となるよう努めます。●相談活動に携わる人たち同士の情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携を強化する仕組みづくりをすすめます。●生活上での困りごとについて、訪問等により把握し、対応困難事例等の専門的な支援の必要性が確認できた場合には、行政機関等の各種相談窓口へつなぎます。
事業所等が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●ケアマネジャーや福祉サービス事業所は、利用者やその家族にとって身近で、かつ専門性の高い相談相手となるよう、その充実に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会による相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●誰もが必要なときに気軽に相談できるよう、地域にある相談窓口や、地域において相談支援に携わる人たちのことを整理し、周知を図ります。●地域包括支援センターや在宅介護支援センター、子育て支援センター、障害者相談支援事業所等を地域における相談支援の拠点として、その機能充実を図ります。●相談支援が、住民にとってより身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、必要とされる福祉サービスの利用につなげるアウトリーチ型の支援をすすめる体制を整えます。●地域において相談支援に携わる人たちに対し、研修を行い、スキルアップを図ります。

第2節 安心して安全に暮らせる基盤づくり

1 地域での福祉サービスの充実

(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る

現状と課題

福祉や介護のサービス提供の充実を図り、不安感を解消していくことが大切

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「介護保険サービスの充実が大事」、「家族介護者自身の仕事や健康のことで大変な思いをしている」、「相手が体調を壊したり、亡くなってしまった時のことが不安」、「夫婦関係の問題等から、夫婦間でうまく介護ができないところもある」といった意見が数多くありました。また、「低料金でのサービスが必要かも」との意見もみられました。

児童福祉・子育て支援分野からは、「待機児童を解消していく取り組みが大事」、「子どもが病気等の時に仕事を休めないし、頼めるところもない」といった意見がありました。

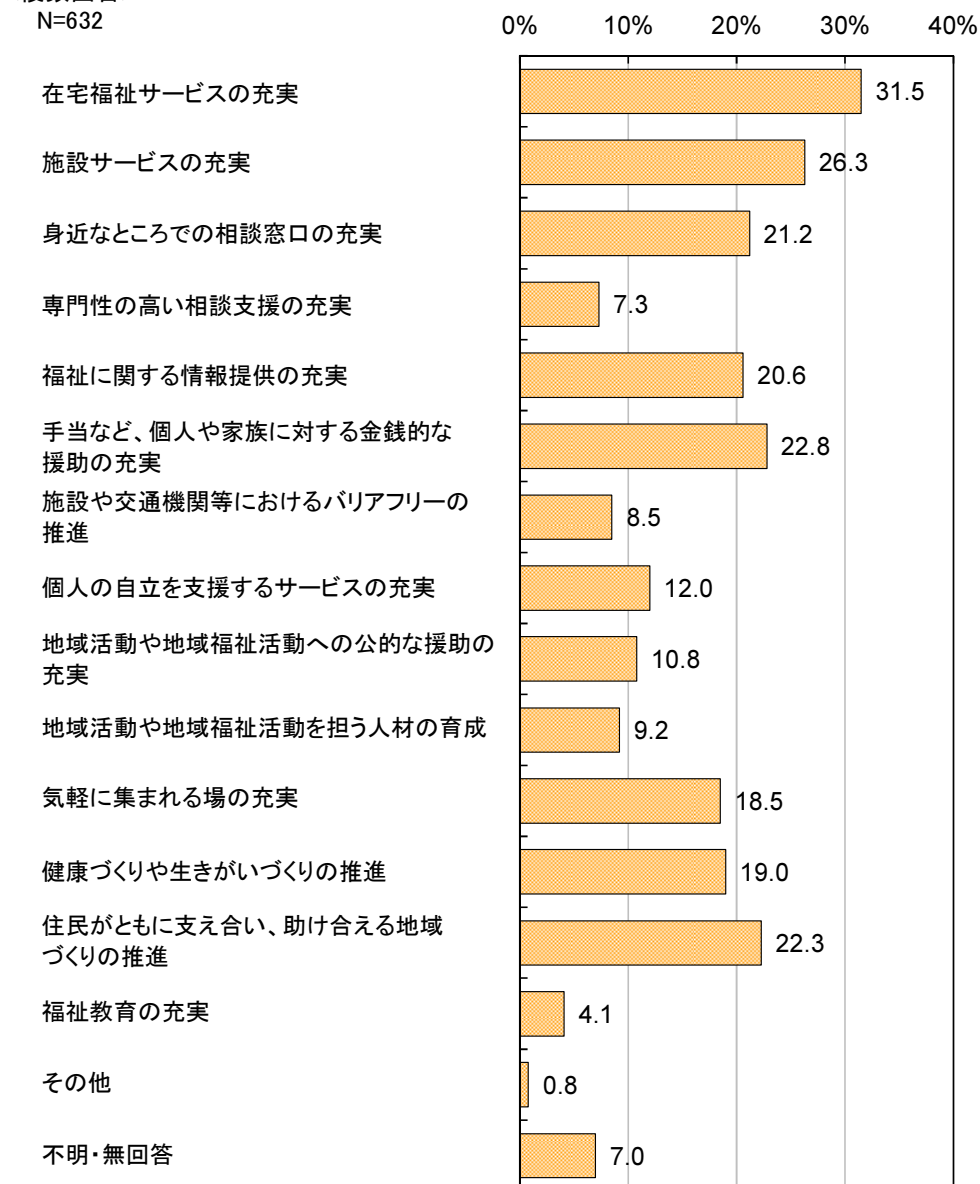
障がい福祉分野では、障がいのある人やその家族の様子をみて、「親亡き後のことが心配で、不安を抱えている」や「子どもと親自身の将来のことが心配で、不安を抱えている」と指摘する多くの意見とともに、「障がい福祉サービスがまだまだ不足している」、「日中過ごせる、活動できる場が少ない」、「子どもの地域での居場所がない」、「本人も家族も十分な就労の機会が少ない」など、地域生活を続けていくための支援の充実を求める意見がありました。また、「障がい福祉に関するサービスに地域差が生じてしまっている」や「障がい福祉に関するサービスの担い手が不足している」との意見もみられました。さらに、「親が高齢となり、十分にかかわることができなくなっている」と指摘する意見とともに、「障がいのある人の親だけでなく、本人の高齢化がすすんでいる」との意見もありました。

公的な制度による福祉サービスの充実を図っていくことが期待されている

<安心して暮らしていくための福祉のあり方について>

<複数回答>

N=632



「在宅福祉サービスの充実」が31.5%と最も高く、次いで「施設サービスの充実」が26.3%、「手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実」が22.8%となりました。

取り組みの方針

法や制度に定める福祉サービスについて、それを必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する体制づくりをすすめることで、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービスを利用する際、分からないことは問い合わせ、説明を求めます。●福祉サービスに関する苦情がある場合には、苦情相談窓口等を活用します。●成年後見制度や日常生活自立支援事業等のサービスについての知識を身に付け、必要に応じて活用するよう心がけます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所での行事等に積極的に参加し、交流を深めながら、地域と同事業所との信頼関係を築きます。
事業所等が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、利用者の利益を最優先に考えたサービスを提供し、その質の向上に努めます。●福祉サービス事業所での行事等に地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所と地域との信頼関係を築きます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●利用者本人が住み慣れた地域で生活を継続できるように、安心と信頼のできる質の高い在宅福祉サービスの提供をすすめます。●保育が必要な乳幼児を保育園で預かり、また、病後児保育を実施することで、共働きや家庭内での保育が困難な子育て家族を支援します。●低所得者等の生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。●日常生活自立支援事業の利用促進に向けて周知するとともに、生活支援員の人員の確保と質の向上に努めながら、本事業の円滑な実施をすすめます。●福祉に関する関係機関等と協議会や連絡会等を活用しながら連携を図り、情報交換や情報の共有をすすめることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。

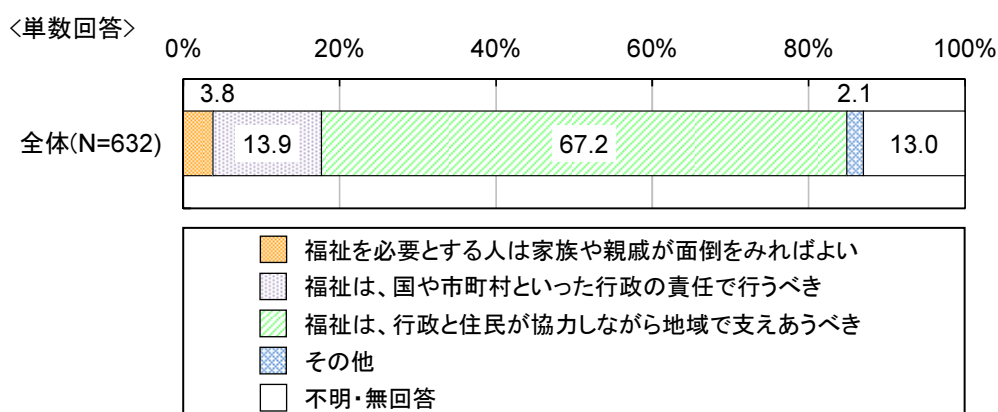
社会福祉協議会が 取り組むこと	●福祉サービスの利用について、住民から苦情相談があった場合には、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。
行政が 取り組むこと	●各種福祉・介護分野の個別の行政計画をすすめることにより、サービスの質や量の充実を図ります。 ●住民からの求めに的確に対応していくため、近隣市町村との連携を深めながら、福祉サービス提供の充実に努めます。 ●福祉サービス事業者に対し、福祉サービスの質の向上の必要性や取り組みについて啓発します。 ●福祉サービス事業者や医療機関等の関係者が、利用者支援にあたり連携を強化できるような仕組みづくりをすすめます。 ●福祉サービスを必要とする高齢者やその家族へのきめ細かい対応のため、地域ケア会議等のさらなる機能充実を図ります。 ●支援を必要とする子どもやその家族へのきめ細かい対応のため、要保護児童対策地域協議会等のさらなる機能充実を図ります。 ●福祉サービスを必要とする障がいのある人やその家族へのきめ細かい対応のため、地域自立支援協議会等のさらなる機能充実を図ります。 ●低所得者等の生活困窮者に対しては、就労をはじめとする関係機関と連携を図りながら、複雑かつ多様な福祉課題の改善に向けた適切な支援をすすめていきます。 ●各福祉分野の協議会やネットワークの横断的な連携を図り、関連する行政サービス情報を可能な範囲で提供しながら、情報交換や情報の共有を図ることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。 ●福祉サービス事業者の選択には、第三者評価制度による評価内容を活用するよう住民へ啓発します。 ●福祉サービスの利用にあたっての苦情解決のため、苦情相談窓口や第三者委員等の苦情解決制度について周知します。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業について、分かりやすく周知・啓発するとともに、その利用促進を図ります。

(2) 地域の人材や資源を活用する

現状と課題

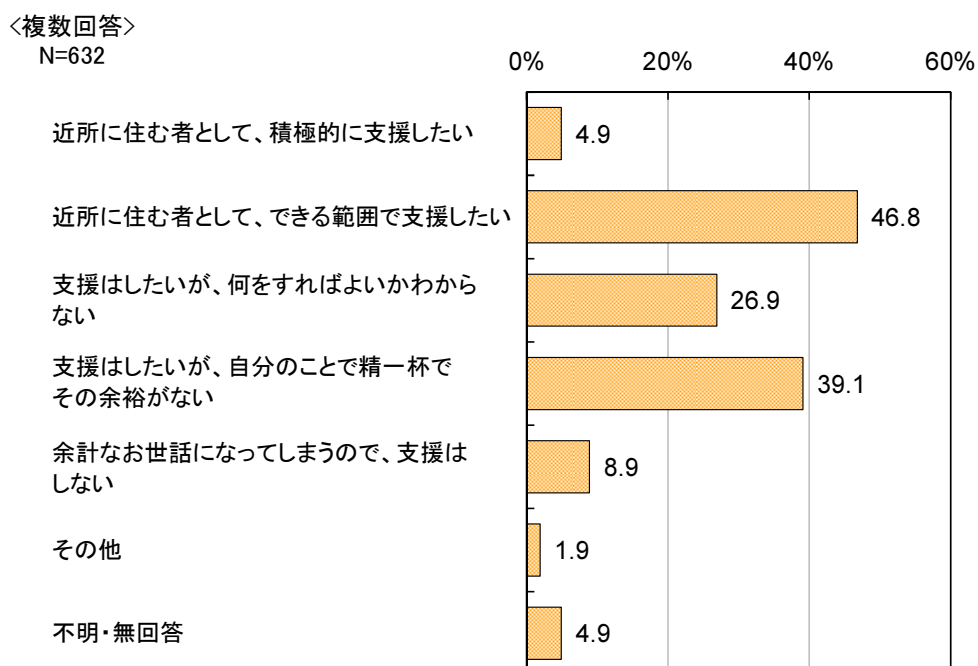
福祉のあり方として、互助や共助の重要性を志向する人たちが約7割、困りごとを抱える人からの助けに対応したいと考える人が5割以上を占めている

<福祉のあり方はどのようにあるべきかについて>



「福祉は、行政と住民が協力しながら地域で支えあうべき」が67.2%と最も高く、次いで「福祉は、国や市町村といった行政の責任で行うべき」が13.9%、「福祉を必要とする人は家族や親戚が面倒をみればよい」が3.8%となりました。

<困りごとを抱える人から助けを求められた時の対応について>

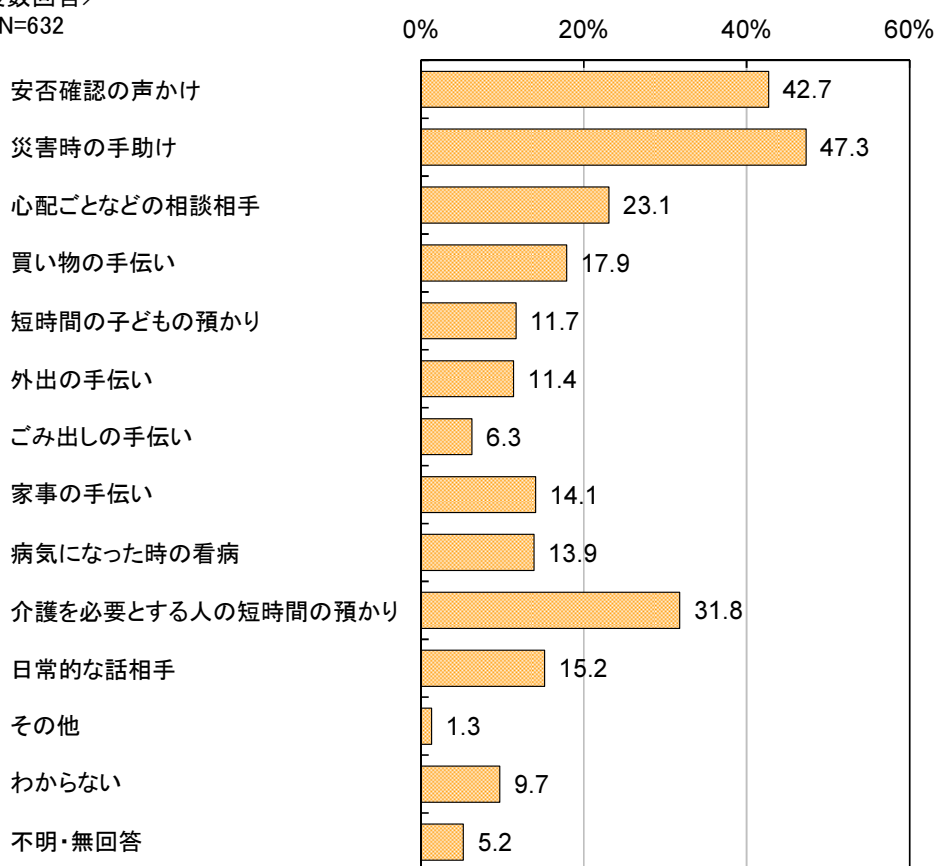


「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が46.8%と最も高く、次いで「支援はしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が39.1%、「支援はしたいが、何をすればよいかわからない」が26.9%となりました。

安否確認の声かけは、求めたい支援とできる支援の回答がともに高く、地域における福祉活動として期待できるが、介護を必要とする人の短時間の預かりは難しい

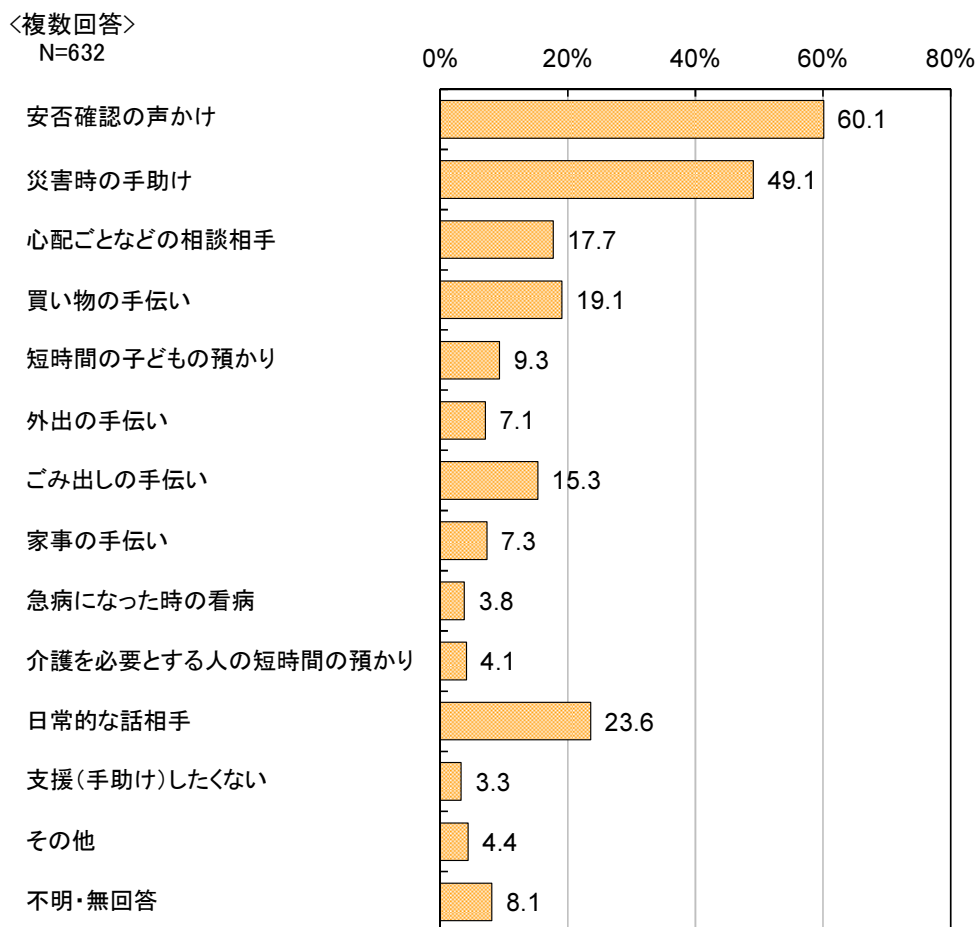
<自分や家族に助けが必要になった時に求めたい支援について>

<複数回答>
N=632



「災害時の手助け」が47.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が42.7%、「介護を必要とする人の短時間の預かり」が31.8%となりました。

<助けの求めに対して自分自身ができる支援について>



「安否確認の声かけ」が60.1%と最も高く、次いで「災害時の手助け」が49.1%、「日常的な話相手」が23.6%となりました。

高齢者がいる世帯の様子の変化に対応した取り組みが求められている

グループインタビューでは、「福祉や介護の問題を抱えている人の様子がちょっとずつ変化してきているように思える。親と同居する未婚の子や逆に両方の親の介護を担っている子ども夫婦の増加等」といった高齢者がいる世帯の変化について指摘する意見が数多くありました。また、「老親と独身の子どもと一緒に暮らしているという世帯が増えてきた。家族が同居しているからといって、必ずしも安心できる状態でもないことがある」や「老々介護ではないけど、家庭でも地域でも高齢者が高齢者を見守り、介護をしている様な状態。離れて暮らす子どもたちはあまり老親のことを面倒みようとしない」、「老親の子どもが無関心、無頓着の時があって、困ってしまうことがある」といった意見もみられました。さらに、「拒否的な態度で対応されてしまうと、民生委員としてどこまで介入していいのか悩んでしまうことがある」との意見もありました。

認知症高齢者に対し、地域においてどのように対応していくのかがこれからの課題

グループインタビューでは、「急速な高齢化に伴って、認知症の人も増えている」や「認知症の人がだんだん増えてきたし、それだけではないけど、対応に苦慮してしまうこともある」との意見が数多くありました。

また、「認知症の家族がそのことを地域に知らせてくれれば、支援をしていくうえでとても助かるけど、なかなか教えてもらえないのでうまく動けず困ってしまっている」や「認知症の人のことについて小地域協議会では、支援体制を整え頑張っており、家族がカミングアウトして、支援を求めることを勧めている」などの意見がありました。認知症を抱える高齢者とともに暮らしている家族のなかには、地域の人たちに支援を求めていくことに戸惑いを感じている面もあるようです。その一方で、「家族が認知症であることをわかっていない、把握していないこともある」との意見もありました。認知症のことを家族が十分に把握していないこともあるようです。

さらに、「後期高齢者のみならず、認知症の人も運転しているけど、それを止めさせるには家族の毅然とした態度が大切」と指摘する意見もありました。

家族介護者等の休息の確保や買い物等のための支援が求められている

分野別課題調査の障がい福祉分野から、「家族介護者は毎日のことなので疲れ切っている様子」や「子どものことで時間を取られ、負担も大きいのでストレスが溜まっている様子」、「家族介護者のレスパイトが大事」といった意見がありました。家族介護者等の休息を確保するための支援が求められている様子がうかがえます。

グループインタビューでは、「買い物支援の取り組みが大切」との意見がありました。分野別課題調査でも、「買い物や通院等の交通手段の確保が難しい」や「買い物が大変」といった意見がみられました。

取り組みの方針

地域の人材や資源の活用を図ることで、地域社会での孤立の防止や生活上の困難を改善するための組織的な地域福祉活動をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	●地域における見守り活動や相談支援活動について理解を示し、可能な限り協力します。
隣近所が協力して 取り組むこと	●隣近所に気にかかる人がいたら、身近なつながりのなかで支援していくために、地域における見守り活動や相談支援活動と協力し合います。
地域の組織や団体が 取り組むこと	●小地域協議会や民生委員・児童委員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動をすすめます。 ●行政区等の小地域における福祉課題やその解決に向けた話し合いの場や機会となるよう、小地域協議会の充実を図ります。 ●日常生活上の困難を抱え、支援が必要な人に気がついたときには、行政機関へ連絡します。 ●家族介護者や子育て家族の保護者等が、お互いに悩みを語り合い、休息をとれるような場の充実を図ります。
事業所等が 取り組むこと	●福祉サービス事業所では、地域に開かれた事業活動をめざし、地域における福祉活動に対して、積極的に協力します。 ●買い物支援について、商工会や販売店等の事業者等の関係者間で検討をすすめ、協力関係を築きながら充実を図ります。 ●事業者は、その事業活動を行いながら、配達時の声かけや異常を感じた時の通報等、見守り活動に寄与するよう努めます。

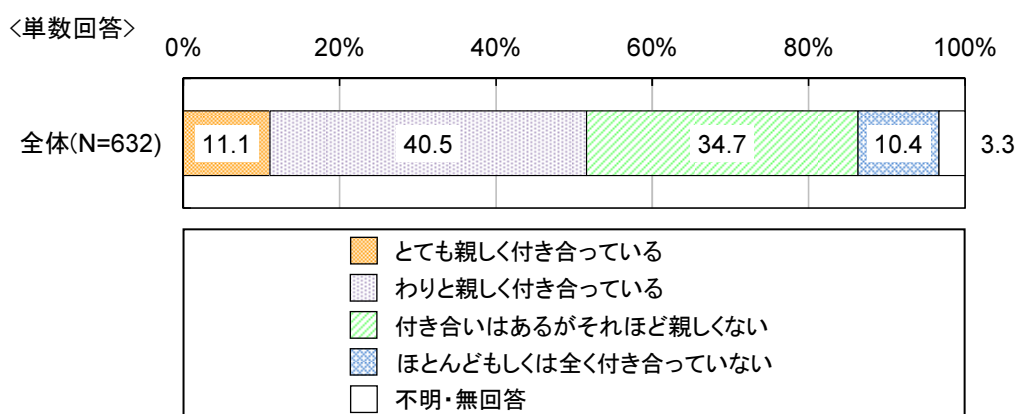
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●小地域協議会や民生委員・児童委員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動を支援します。●小地域協議会が地域全体の福祉課題に対応できるよう、住民相互の助け合いのしくみづくりをめざします。●福祉協力員の福祉に関する意識向上および地域における活動の推進に取り組み、地域で活動する人たちへの理解と、活動への参加を促します。●公的制度の対象にならない人に対して、自立した生活が送れるよう、独自サービスの検討、実施に努めます。●住民が抱える福祉課題に的確に対応していくため、新しいサービスを積極的に開拓するとともに、実施に向けた人材育成を行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉活動をすすめる際の課題となっている個人情報取り扱いについてのルールづくりを整えます。●小地域協議会や民生委員・児童委員等によるひとり暮らし高齢者や高齢者がいる世帯、子育て家族、障がいのある人等の見守り活動や相談支援活動を支援します。●事業者が、その事業活動を行いながら実施する見守り活動について、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。●事業者が実施する買い物支援等のサービスについて、組織的な取り組みとなるよう関係者間で検討し、調整を図っていきます。

(3) 身近な助け合いをすすめる

現状と課題

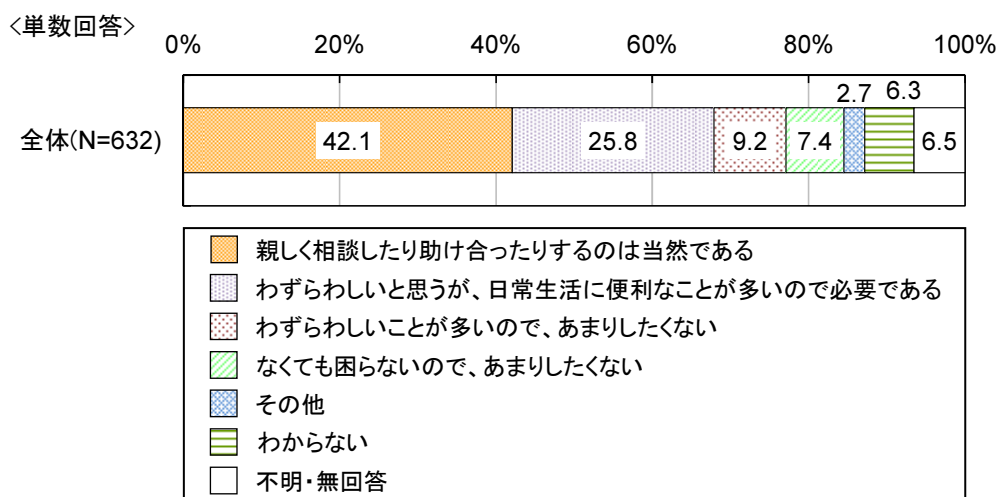
近所づきあいは大切にしていきたいと考えている人たちが7割近くを占めている

＜近所づきあいの程度について＞



「わりと親しく付き合っている」が40.5%と最も高く、次いで「付き合いはあるがそれほど親しくない」が34.7%、「とても親しく付き合っている」が11.1%となりました。

＜近所づきあいに対する考えについて＞

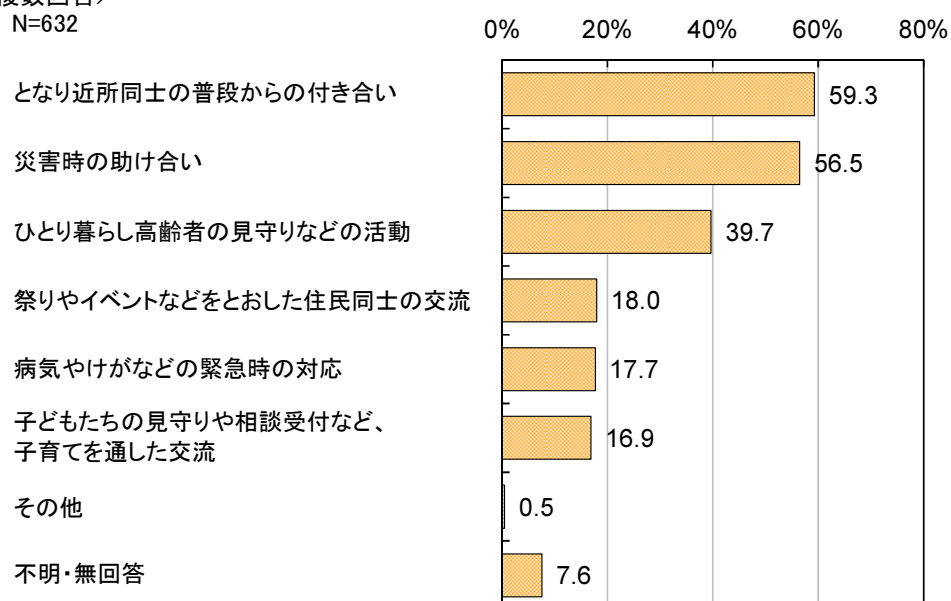


「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が42.1%と最も高く、次いで「わずらわしいと思うが、日常生活に便利なことが多いので必要である」が25.8%、「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が9.2%となりました。

<地域づくりのために地域が取り組むべきことについて>

<複数回答>

N=632



「となり近所同士の普段からの付き合い」が59.3%と最も高く、次いで「災害時の助け合い」が56.5%、「ひとり暮らし高齢者の見守りなどの活動」が39.7%となりました。

グループインタビューでは、「近所づきあいや地域でのつながりがだんだん希薄になってきている」との意見とともに、「かつては地域での集まりがよくあって、今でもそれが残っているところもあるけど、だんだんと減ってきている」と指摘する意見がありました。分野別課題調査からも、「近所づきあいが希薄になっている」との意見が数多くみられた一方で、区長からは、「近所づきあいはまだまだ活発に行われていると思う」との意見もありました。

身近な隣近所の互助による助けが求められている

グループインタビューでは、「家のなかのちょっとしたことができなくて困っているひとり暮らし高齢者のことをきちんと手助けしていくことが大切」といった意見がありました。分野別課題調査でも、とりわけひとり暮らしの高齢者が感じることとして、「身の回りのちょっとしたこともできなくなることへの不安」や「夜間等での緊急対応が心配」などが挙がりました。

取り組みの方針

隣近所の人たちや地域の人たちとのかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、地域社会において孤立することなく、安心して安全な暮らしとなることをめざします。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●自分一人でできないことは、隣近所の人たちに支援や手助けをお願いします。●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。●地域の活動や行事等に積極的に参加するよう心がけます。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所に気にかかる人がいたら、互いに協力しながら、見守りを心がけます。●困りごとが生じた場合には、お互いに声をかけ合いながら、支え合い、助け合います。●ごみ出しや、買い物や通院等の外出等、日常生活のちょっとしたことでも十分にできず、困難を抱えている人や家族に対し、お互いに声をかけ合いながら、できる範囲で協力するなど、身近なところで支え合い、助け合います。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●小地域協議会や各種講演会等のなかで、地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。

2 いのちを守る支援の充実

(1) 虐待防止のための支援を強化する

現状と課題

虐待とはいわないのかもしれないけど、気になることがある

分野別課題調査では、子どもや保護者の様子を見て感じることを、「生活のリズムが親の生活リズムになっている」、「仕事や生活のため忙しく、子どもに無関心無頓着になってしまっている」、「子どもの病気の時の対応に苦慮している様子。ただ、無関心無頓着と思うこともある」といった意見が多数ありました。保護者のことを優先させた保護者中心の生活スタイルになってしまっていることがあるようです。育児放棄（ネグレクト）等の虐待に発展していくことが懸念されるものの、グループインタビューでは、「親の不適切な養育態度が目に見えることもあるけど、だからといって、そのことを同居する祖父母であっても注意することがなかなかできないところがある」との意見がありました。

また、分野別課題調査では、「子どもの障害年金が家族の生活費に充てられていることもある」と指摘する意見がありました。

地域において見守り、虐待防止について学び、気になることがあれば専門機関に連絡すること、さらに、連絡先について周知していくことが大事

分野別課題調査では、虐待を防止していくための方法として、「普段からのかかわりが大切」、「地域で関心をもつ、見守っていくことが大事」との意見が数多くみられました。また、「高齢者の理解や虐待のことなどについて学ぶ機会が大切」や「地域の人たちも障がいや障がいのある人のことをきちんと学ぶことが大切」との意見もありました。さらに、「気がかりなことがあれば連絡、相談することが大事」と指摘する意見とともに、「気がかりなことがあれば連絡してもらおうことを知らせていくことが大切」との意見がありました。

虐待にかかわることをきちんと相談できることが求められている

分野別課題調査では、虐待にかかわることについて、「誰もが相談できる場所をきちんと設置することが大切」といった意見が数多くありました。さらに、「気軽に相談できる場所があれば、親はもっと楽になるかもしれない」との意見とともに、「気がかりなところは家庭訪問して相談に乗ることが大切」や「多少踏み込んだ介入が大切。気にかかるところは家庭訪問による確認が大事」などを指摘する意見がありました。

家族介護者等を孤立させないことが大切

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「家族介護者の負担を軽減していくことが大事」との意見がありました。児童福祉・子育て支援分野からは、「子育て奮闘中の親を孤立させないことが大切」、また、障がい福祉分野からは、「家族が孤立してしまわないようにすることが大切」といった意見がみられました。

取り組みの方針

いのちを守る支援を強化するため、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待の早期発見や防止等をすすめる仕組みを整え、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解を深めます。●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。●子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待、もしくは虐待と思われる様子に気がついたときには、警察や児童相談所等の行政機関へ、速やかに連絡します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●隣近所に気にかかる人がいたら、互いに協力しながら、見守りを心がけます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域での集まりや地域活動、行事のなかで、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会をつくります。●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待を防止するため、気にかかる家庭については、地域において相談活動に携わる人たちと近隣者が協力しながら、声かけや見守りをすすめます。
事業所等が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス事業所では、高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題についての研修等の機会の充実を図ります。●福祉サービスの質の向上に努め、関係機関との連携を図りながら、虐待の早期発見や防止の取り組みをすすめます。

社会福祉協議会が 取り組むこと	●虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。
行政が 取り組むこと	●高齢者や子ども、障がいのある人に対する虐待問題について学ぶ機会の充実を図ります。 ●虐待問題に対応する相談や通告窓口の周知と機能充実を図ります。 ●地域からの虐待に関する通告に対し、迅速に対応できる体制づくりとともに、きめ細かいケアや支援のさらなる充実を図ります。 ●虐待の被害にあった人を保護した場合、関係機関と連携しながら、安心安全な生活に向けた支援の充実を図ります。



(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる

現状と課題

行方不明事故防止のためには地域の人たちの理解と協力による取り組みが大切

分野別課題調査では、認知症高齢者等の行方不明事故を防止していくために、「認知症高齢者のことを見守る仕組みづくりが大切」、「インターネットを活用した情報伝達は有効ではないか」などの意見がありました。また、「普段からのかかわりが大切」との意見とともに、「認知症高齢者のことを把握しておくことが大事」と指摘する意見がみられました。さらに、「認知症高齢者のことを家族が知らせていくことが大切」との意見もありましたが、グループインタビューでは、「認知症の家族のことをカミングアウトしづらいところがある」と指摘する意見がありました。

取り組みの方針

いのちを守る支援を強化するため、認知症高齢者等の行方不明等の事故防止をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症高齢者等の行方不明事故等の問題についての理解を深めます。 ●積極的にあいさつや声かけをするなど、普段から近所づきあいや地域でのコミュニケーションを大切にします。 ●認知症の家族に関する情報について、人権を尊重しながら、命や生活を守るため、必要な範囲で隣近所、地域活動や福祉活動を行う人や団体、行政機関に提供します。 ●認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。
<p>隣近所が協力して 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症を抱える人のことについて、隣近所の人たちの間で理解し、互いに協力し合います。 ●隣近所に気にかかる人がいたら、互いに協力しながら、見守りを心がけます。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小地域協議会や地域での集まり、地域活動や行事等のなかで、介護や認知症について学ぶ機会をつくれます。 ●認知症サポーター養成講座開催を町へ依頼し、住民に参加を求めます。 ●認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した模擬訓練等を実施します。 ●認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。
<p>事業所等が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者は、認知症サポーター養成講座にキャラバンメイトとして参加するなど、地域における認知症に関する啓発活動へ積極的に協力します。 ●認知症サポーター養成講座等に参加し、認知症に対する理解を深めます。 ●認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。 ●事業者は、配達等の外回りの業務時に行動が気にかかる高齢者等に気がついたときには、警察や役場等に連絡するよう努めます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●小地域協議会による認知症の人を支える体制を支援します。 ●認知症高齢者等 SOS ネットワークに協力します。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や学校、とりわけ、住民が訪れる機会が多い事業所において、認知症サポーター養成講座の開催をすすめます。 ●認知症高齢者等への声かけや発見した時の情報伝達等、実際の場面を想定した模擬訓練等を、地域と協力しながら実施します。 ●認知症高齢者等 SOS ネットワークについて、周知に努めるとともに、その充実を図ります。

(3) 災害時の避難に備える

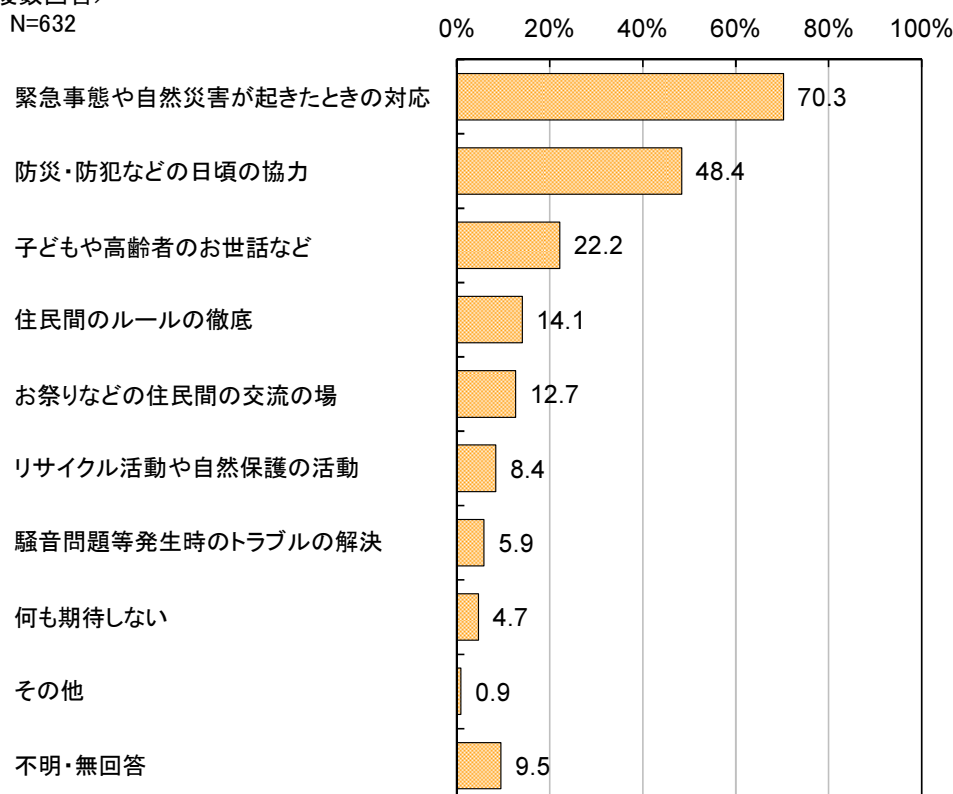
現状と課題

地域社会の役割として災害発生時の対応を挙げる人が約7割

<地域社会の役割として期待することについて>

<複数回答>

N=632



「緊急事態や自然災害が起きたときの対応」が70.3%と最も高く、次いで「防災・防犯などの日頃の協力」が48.4%、「子どもや高齢者のお世話など」が22.2%となりました。

要支援者の把握と情報共有、支援の役割分担の明確化や避難訓練の実施が大切

分野別課題調査では、災害発生時の避難行動を円滑にすすめるため、「普段からのかかわりが大切」や「近隣でサポートしていくことが大切」との意見が多数みられました。また、「どこにどういう人が住んでいるのか把握し、支援の体制を整えておくことが大切」や「役割分担をきちんとしておくことが大切」、さらに、「定期的な避難訓練が大切」、「避難訓練等、具体的にどうしていくのか考えていくことが大切」といった意見が数多くみられました。

取り組みの方針

いのちを守る支援を強化するため、災害発生時の円滑な避難行動に備える活動をすすめ、安心して安全な暮らしを支える基盤づくりに取り組みます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●災害発生時にすぐに避難できるよう、防災情報に注意を払い、防災用品、避難経路、避難場所等を確認しておきます。●町が実施する災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の作成や活用等に関わる取り組みについて理解し、可能な限り協力します。●地域での防災や減災に関する取り組みに積極的に参加します。
隣近所が協力して 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●災害発生時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●防災や減災の為の学習会を開催し、地域での防災意識を高めます。●校区ごとに設置された自主防災組織活動を活性化し、災害発生時に支援し合える体制を整えます。●災害発生時、避難行動に支援を必要とする人の情報について、個人情報保護に配慮しながら、地域で可能な範囲で共有し、地域全体で対応できる体制を築きます。●災害発生時、避難行動に支援が必要な人を交え、必要となるさまざまな対応を想定して、防災訓練を実施します。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●災害発生時、避難行動の支援を必要とする人についての情報を共有し、その適切な利用と管理を行います。●災害発生時における住民相互の支援体制を構築できるよう、講座等の学習の機会を設けます。●災害ボランティアセンター運営についてのマニュアルに基づき、同センターの設置に向けた訓練を行います。

行政が
取り組むこと

- 避難場所や危険箇所等について周知します。
- 自主防災組織活動の活性化を図るため、自主防災訓練等への支援を行います。
- 住民の防災意識を高めるよう、広報紙や講座等を通じて防災や減災についての情報提供や啓発の充実を図ります。
- 災害時要援護者支援台帳（避難行動要支援者名簿）の作成や活用等に関わる取り組みについての理解と協力を求める取り組みをすすめます。
- 災害発生時に必要となるさまざまな対応を想定して、避難準備情報等の伝達訓練や防災訓練等を行います。
- 災害発生時に一般避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人等の受け入れ先として、民間福祉施設が活用できるように、施設側との協議をすすめます。



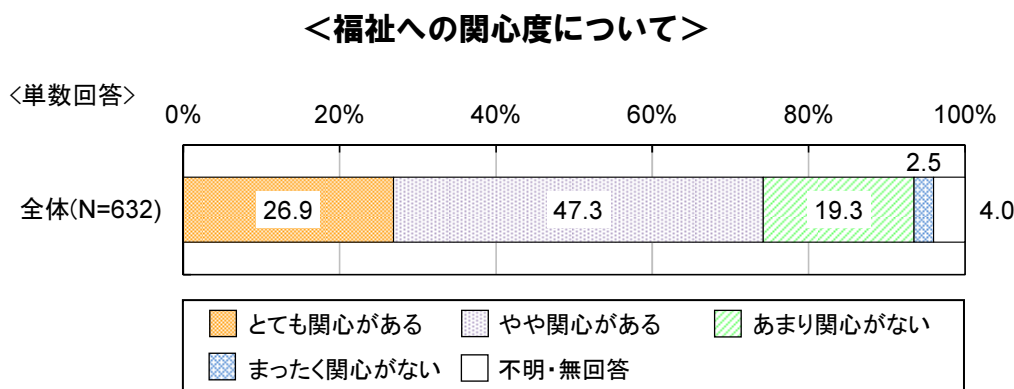
第3節 みんなが気軽に参加できる地域づくり

1 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

現状と課題

福祉に関心があるとの回答が7割以上で、福祉への関心度が高い



「とても関心がある」と「やや関心がある」をあわせた『関心がある』人が74.2%と過半数を占めています。また、「あまり関心がない」と「まったく関心がない」をあわせた『関心がない』人が21.8%となりました。

グループインタビューでは、「自分たちが元気なうちは福祉のことにはあまり関心がないのかもしれない」との意見がありました。

障がいや障がいのある人に対する理解がまだまだ十分ではない

分野別課題調査では、「障がいや障がいのある人に対する理解がまだまだ十分ではない」、「まだまだ差別意識が残っている」といった意見がありました。また、「保育や教育の場で子どもの障がいのことを十分に理解してもらえていないことがある」と指摘する意見もありました。

取り組みの方針

性別や年齢、障がいの有無等に関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現をめざし、支え合いの仕組みづくりの啓発や福祉教育の機会等の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●人権や福祉について理解を深めます。●人権教育や福祉教育に関する学習会等へ積極的に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の資源や人材を活かしながら、人権教育や福祉教育に関する学習会等を開催し、かつ、その継続に努めます。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するよう努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●福祉教育をすすめるため、町内小中学校を対象とした福祉に関する学習に対する支援の充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●人権や福祉をテーマとした講演会等を開催します。●各課係等で開催を予定している人権や福祉をテーマとした講演会等について、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、参加者が参加しやすい環境づくりに努めます。

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

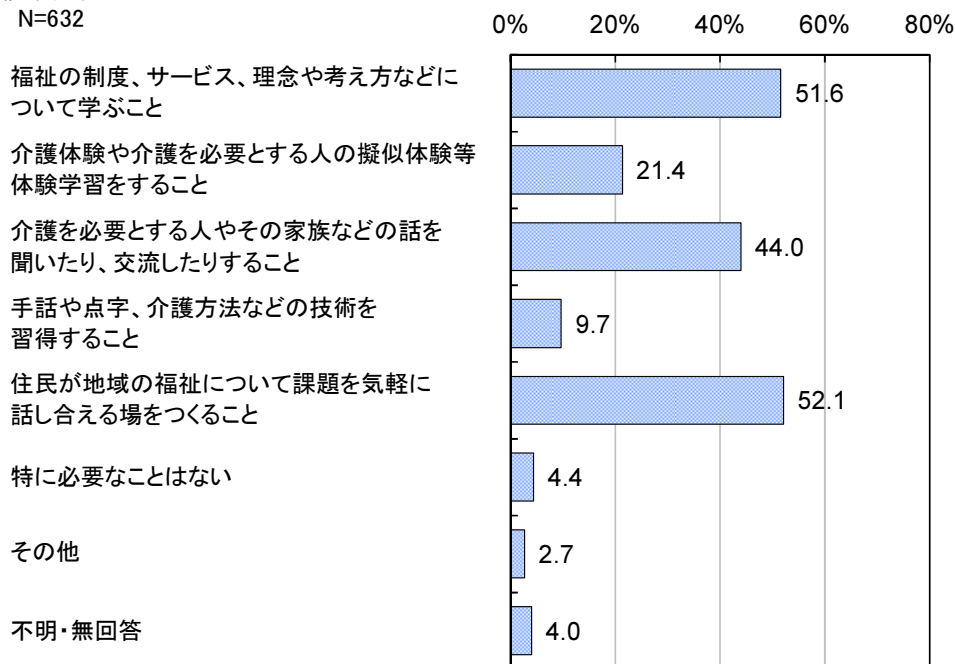
現状と課題

福祉課題について話し合ったり、福祉サービス等を学ぶ機会が求められている

<住民が福祉について理解を深めるための機会について>

<複数回答>

N=632



「住民が地域の福祉について課題を気軽に話し合える場をつくること」が52.1%と最も高く、次いで「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が51.6%、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が44.0%となりました。

子どもの成長や福祉、子育てについて学ぶことが大切

分野別課題調査では、子どもや子育て中の家族の様子をみて、「基本的な生活習慣が身につけていない」、「家庭でのしつけを保育や教育の現場に任せきっている」などとともに、「親子の関係性が希薄なのは」、「育児をスマホやタブレット、ゲーム任せにしているところがある」、「子どもとかかわる時間が少ないところがある。親が休みの時でも子どもを預けている」といった保護者の子どもとのかかわり方や養育態度を懸念する意見が数多くみられました。さらに、「子どもとのかかわり方がよく分からない保護者が増えている」、「子どもの言いなりになってしまっている」との意見もありました。

また、「運動能力が低下している」や「落ち着きのない子、協調性の乏しい子が多い」など、子どもの成長面での懸念を指摘する意見もみられました。さらに、子どもの福祉にもかかわってくると思われる「学力が2極化している」との意見もありました。

取り組みの方針

福祉や介護の制度やサービス、認知症の理解や子育て不安の解消、障がいや障がいのある人の理解、虐待問題についての対応等、知る機会が少ない身近な生活上の福祉課題等を学ぶ場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●支援が必要な人や家族が抱える課題について理解を深めます。●身近な生活上の福祉課題に関する学習会等へ積極的に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の資源や人材を活かしながら、身近な生活上の福祉課題に関する学習会等を開催し、かつ、その継続に努めます。●行政や各種団体が主催する講演会等の学ぶ機会へ積極的に参加します。●保育所や小中学校では、児童生徒のみならず、保護者を含め、身近な福祉の課題に関して学ぶ機会をつくります。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するよう努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●身近な生活上の福祉課題をテーマとした講演会等を開催します。●子育て不安の解消や児童虐待防止等をテーマとした学習会等を開催し、かつその継続に努めます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●多くの住民が興味関心を持つ福祉をテーマとしたイベントや講演会、出前講座等を実施し、身近な生活上の福祉課題等についての理解を深める取り組みをすすめます。●各課係等で開催を予定している福祉課題等をテーマにした講演会等について、調整の機会を設け、それぞれを関連付けるなどの工夫を凝らすことで、より充実した企画となるよう努めます。●学ぶ機会への多くの参加者を募るため、その開催等に関する情報伝達を工夫するとともに、参加者が参加しやすい環境づくりに努めます。

2 地域での参加機会の充実

(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る

現状と課題

身近な地域で交流を深めることができる場や機会が求められている

分野別課題調査では、高齢者福祉・介護分野から、「人との交流が少なくなってしまっている」や「身体機能の低下で外出の機会、社会参加の機会が減ってしまう」といった意見が、また、障がい福祉分野から、「障がいのある人と交流することが少ない。孤立している人も多いはず」などの意見がありました。

さらに、家族介護者の様子から、「家族介護者自身のことを話せたり、相談できる場所があると助かる」と指摘する意見がみられました。

ミニデイサービスの内容や運営方法をよりよいものにしていくことが大切

グループインタビューでは、「ボランティア中心のミニデイだと、ボランティアの方が不満に思うかもしれないし、ボランティアだけでは回らないところもある」との意見とともに、「ミニデイはやはり手作り料理ではないと、という声も大きいし、その声に応えたいという気持ちも強い」といった意見がありました。「ミニデイをもっと気軽に参加できるサロンやカフェみたいにしていくこともいいかもしれない」などの提案もできました。

また、「民生委員のなり手がなかなか見つからない。本来の民生委員の仕事ではないところでも忙しくしていることも大きいのでは」や「民生委員は小地域協議会での活動、とりわけミニデイのことに時間を割かれている。民生委員の本来の仕事ではないようにも思う」と指摘する意見がありました。その一方で、「ミニデイを通じて民生委員の活動をスムーズにすすめることができる面もある」や「見守り活動はミニデイの活動と組み合わせて、参加がなかった人たちのことを見守り訪問で確認するようにしている」といった意見がありました。

取り組みの方針

地域において、孤立しがちな人たちの社会参加を促すため、身近なところで気軽に参加でき、ふれあいを深めることができる場や機会の充実を図ります。

具体的な取り組み

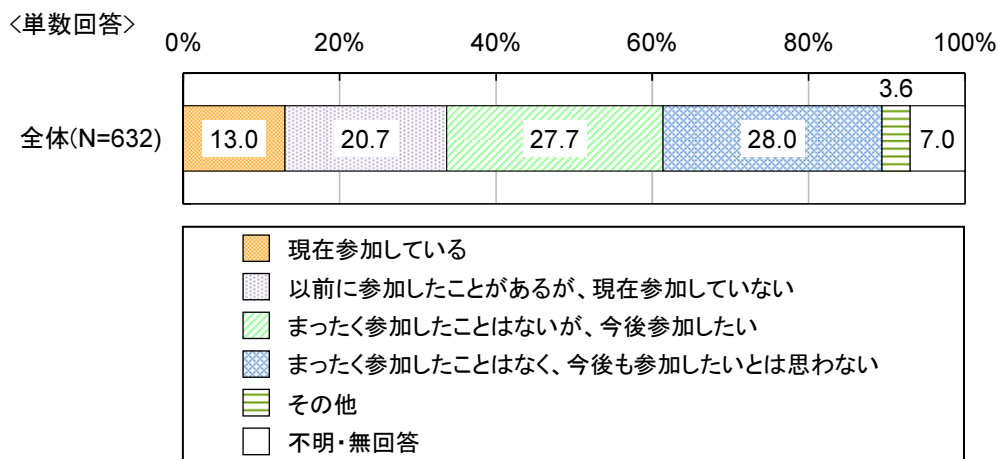
自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●可能な範囲で、外出する機会を設けるよう心がけます。●自分や家族が興味関心のある交流の機会について、その情報の収集に努め、参加するよう心がけます。●地域で取り組む交流の場に参加するよう心がけます。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●行政区の公民館等を活用した身近なところで、気軽に集える機会を積極的に設けます。●地域で取り組む交流の場への参加を呼びかけるとともに、誰もが参加しやすい内容を工夫します。●子育て家族と高齢者等、異年齢・異世代で集い、それぞれの特徴を活かし、交流を深めることができるような場の充実を図ります。●高齢者の持つ経験や能力、特技や趣味を活かせるような交流の場をつくり、充実を図ります。●ミニデイサービス等の運営について工夫を凝らし、理解と協力を求めながら、ボランティアの確保に努めます。
社会福祉協議会が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。●行政区で行われるミニデイサービスに対し、地域と連携しながら活動を支援していきます。●障がいのある人同士、家族介護者もしくは子育て家族の保護者等が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会を増やし、充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域で取り組む交流の場づくりの活動を支援します。●家族介護者もしくは子育て家族の保護者等が、お互いに悩みを語り合い、交流を深めることができる場や機会を増やし、充実を図ります。●障がいのある人同士がともに語り合い、交流を深めることができる場や機会をつくり、充実を図ります。●社会参加を促すための交流の場や機会となるよう校区センターや中央公民館等でのサークル活動や学習会等の充実を図ります。

(2) ボランティア活動の活性化を図る

現状と課題

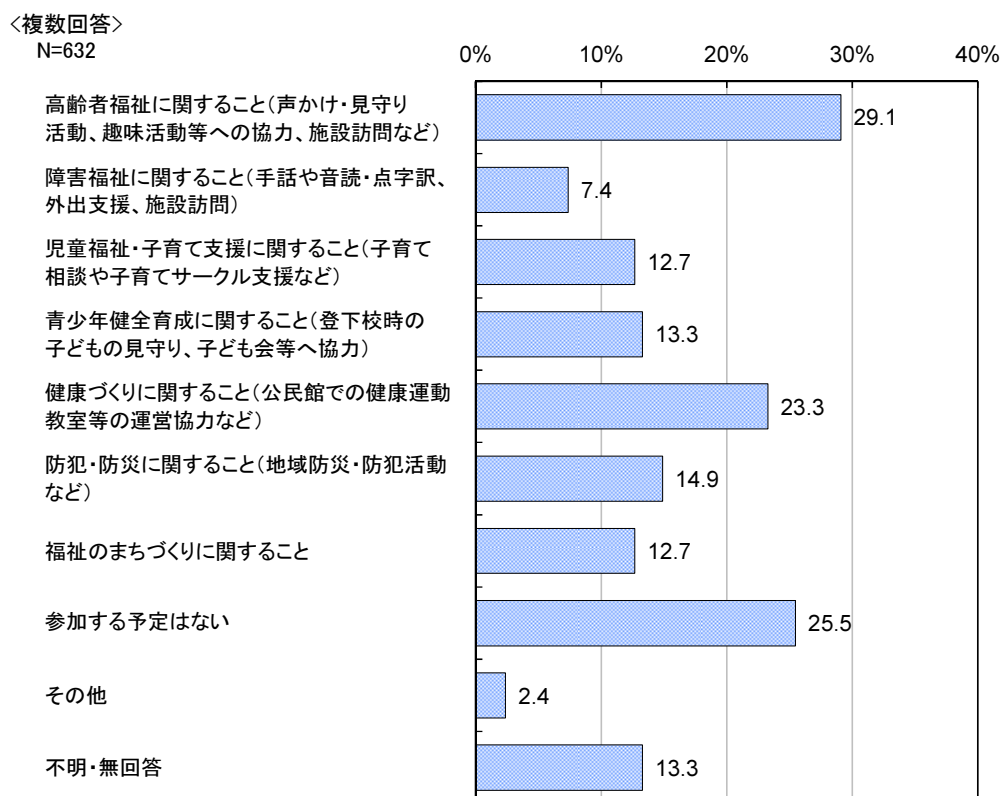
ボランティア活動への参加を促すための取り組みをすすめていくことが大切

<ボランティア活動への参加の有無について>



「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」が28.0%と最も高く、次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が27.7%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が20.7%となりました。

<今後参加したいボランティア活動について>



「高齢者福祉に関すること（声かけ・見守り活動、趣味活動等への協力、施設訪問など）」が29.1%と最も高く、次いで「参加する予定はない」が25.5%、「健康づくりに関すること（公民館での健康運動教室等の運営協力など）」が23.3%となりました。

取り組みの方針

社会参加の機会の充実を図るために、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりをすすめるとともに、住民参加で取り組む福祉サービスの担い手の育成を検討していきます。

具体的な取り組み

自分や家族が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア活動に参加する気持ちを大切にします。●社会福祉協議会等で開催されているボランティア講座（入門・養成）に積極的に参加します。●趣味や特技、経験を活かして、ボランティア活動に参加します。
地域の組織や団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域の行事等を通じて、ボランティアに参加しやすいきっかけづくりをすすめます。●高齢者の経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。●ボランティア活動に活用できるよう行政区の公民館等を広く開放します。●ボランティア団体は、活動の充実を図っていくため、活動内容の周知に努めるとともに、新規のメンバーを増やすための取り組みをすすめます。●地域での講演会等の活動において、地域活動の充実のため、ボランティア団体の協力を積極的にすすめます。
社会福祉協議会 （ボランティアセンター）が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアセンターは、ボランティア活動に関する取り組み（周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等）をすすめます。●ボランティア連絡協議会とともに、町内で活動するボランティア団体相互の連携・交流・情報交換・研修等の取り組みをすすめ、より充実した活動が行えるよう支援します。●町内で活動するボランティア団体について周知するとともに、ボランティア活動の意義や魅力を伝える取り組みをすすめます。

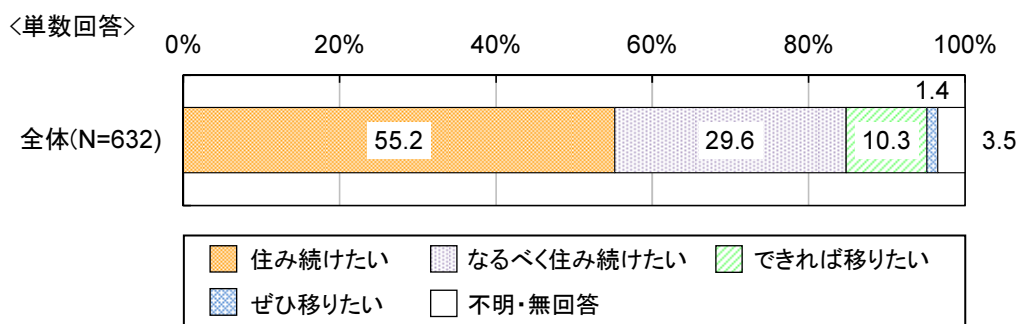
<p>社会福祉協議会 (ボランティアセンター)が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア情報の収集や発信とともに、ボランティアをしたい人と求める人をつなぐコーディネート機能の充実を図ります。 ●ボランティア講座(入門・養成)を開催し、その周知と参加を呼びかけます。 ●ボランティア活動の実践への支援を行います。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動に参加している人の生の声を伝えるなど、ボランティア活動に関するさまざまな広報活動の充実を図ります。 ●ボランティア育成のための支援を行います。 ●ボランティア活動に活用できるよう校区センターやドリームセンター、中央公民館等を広く開放します。 ●NPO法人を含むボランティア団体への業務委託についての検討をすすめます。

(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す

現状と課題

大刀洗町には、この土地に愛着を感じる多くの人たちが暮らしている

<これからも住み続けたいと思うかについて>



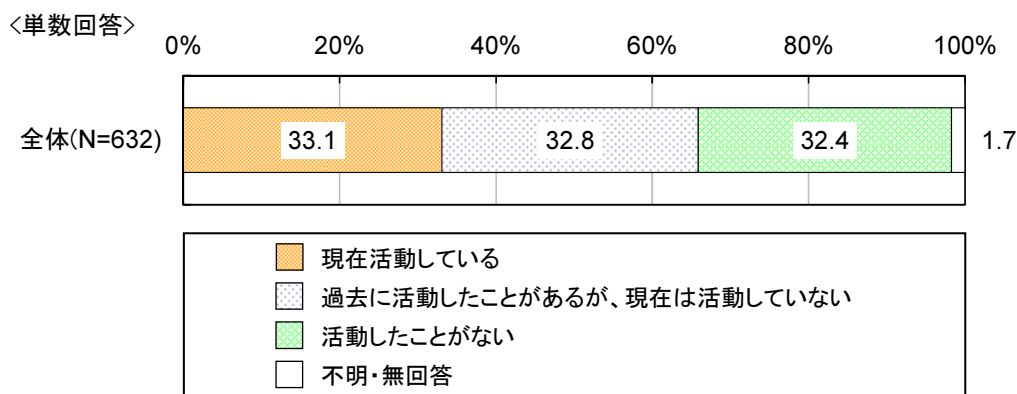
「住み続けたい」が55.2%と最も高く、次いで「なるべく住み続けたい」が29.6%、「できれば移りたい」が10.3%となりました。

地域のことに関心が薄い人たちをどう取り込んでいくのかが課題

グループインタビューでは、「区に入らない、抜けてしまう、といった世帯があって、区長が困っている様子。地域のことに関心が薄いところをどう取り込んでいくのかが大切」との意見がありました。分野別課題調査では、「若い人たちは地域のことや地域活動に興味関心が低い」や「地域での子どもたちのかかわりが乏しい様子。かかわりの機会の情報発信が大切」のように、若い世代の地域とのかかわりの薄さを指摘する意見がみられました。

地域活動に参加していきたいと考える人たちや参加できる人たちが限られている

＜地域活動への参加の有無について＞



「現在活動している」が33.1%と最も高く、次いで「過去に活動したことがあるが、現在は活動していない」が32.8%、「活動したことがない」が32.4%となりました。

分野別課題調査では、「地区での行事や地域活動への参加者が固定化している」、「働いている人たちの協力を得ることがなかなか難しい。参加者はいつも同じ」といった意見が多くみられました。また、「地域活動に協力的な人たちもいれば、そうではない人たちもいる」、「地域活動に協力的ではあるけど、若い人たちの興味関心は低い」と指摘する意見があり、「地区での行事や地域活動への参加者を増やすための方策がなかなか見つからない」との意見もありました。さらに、「高齢者のなかには体調を気にして地区の行事等への参加を躊躇している人もいる」や「元気な人はいいけど、そうでなければ地域での活動に入りにくい」との意見がありました。

取り組みの方針

社会参加の機会として、行政区や地域の各種団体等が連携を深めながら、地域活動の活性化を図るとともに、誰もが気軽に参加することができる地域活動の充実を図ります。

具体的な取り組み

<p>自分や家族が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政区や老人クラブ、子ども会等の活動に関心を持ち、参加するよう心がけます。 ●地域の行事や地域活動への関心を深め、周囲にも声をかけながら、積極的に参加するよう心がけます。 ●子どもとともに地域の行事に参加するなど、親子で地域にふれあう機会を大切にします。
<p>地域の組織や団体が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や行政区で行われている活動や行事、また、子ども会や老人クラブ等の各種団体への参加を促します。 ●地域の活動や行事については、多様なライフスタイルのあり方を尊重しながら、年齢や障がいのあるなしにかかわらず、誰もが参加しやすいような地域行事を企画し、地域全体の交流が広がる取り組みを行います。 ●子どもを中心とした活動や行事を企画し、子育て世代の地域活動への関わりを促します。 ●地域の行事等を通じて、地域活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。 ●地域活動の拠点となる行政区の公民館等について、バリアフリー化に向けた改修等の検討をすすめます。
<p>社会福祉協議会が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修等の充実を図ります。 ●地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。 ●住民と、行政区や各種団体等が連携した活動を支援します。
<p>行政が 取り組むこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動のリーダー役となる人たちに向けた学習会や研修等の充実を図ります。 ●地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。 ●住民と、行政区や各種団体等が連携した活動を支援します。 ●地域活動をすすめるため、校区センターやドリームセンター、中央公民館等の利用を推進します。

第5章 社会福祉協議会の取り組み



第1節 取り組みの体系

第2節 具体的な事業・活動内容

第1節 取り組みの体系

1 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	1 情報提供の充実	(1) 福祉サービス情報をわかりやすく伝える	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報・啓発活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「社協だより」の発行 ・ホームページでの情報提供 ・「声の広報」録音CDの配布 ● 各種相談事業【情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 ・無料法律相談 ・不登校・ひきこもり相談 ・（職員による）一般相談 ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化【情報提供】 ● 障がい者相談支援事業【情報提供】 ● 生活福祉資金貸付事業【情報提供】 ● 日常生活自立支援事業【情報提供】
		(2) 情報の交換や共有をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化【情報共有】
	2 相談支援の充実	(1) 相談機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談事業 <ul style="list-style-type: none"> ・心配ごと相談 ・無料法律相談 ・不登校・ひきこもり相談 ・（職員による）一般相談 ● 障がい者相談支援事業 ● 生活福祉資金貸付事業【相談支援】 ● 日常生活自立支援事業【相談支援】
		(2) 身近で気軽な相談支援をすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種相談事業【アウトリーチ型支援】 ● 障がい者相談支援事業【アウトリーチ型支援】

2 安心して安全に暮らせる基盤づくり

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
安心して安全に暮らせる基盤づくり	1 地域での福祉サービスの充実	(1) 福祉サービスの量や質の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護事業 ・ 生活管理指導員派遣事業 ● 車椅子の貸出 ● 保育園運営事業 ● 病後児保育事業 ● 一般相談・特定相談・障害児相談事業 ● 手話奉仕者派遣事業 ● 福祉有償運送事業 ● 生活福祉資金貸付事業 ● 日常生活自立支援事業 ● 福祉サービス提供に関わる関係機等との連携強化 ● 苦情相談窓口の充実
		(2) 地域の人材や資源を活用する	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化 ● 福祉協力員研修会の開催 ● 独居老人への味噌配布事業への支援 ● 子ども見守り隊への支援
		(3) 身近な助け合いをすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化【互助の啓発】 ● 地域福祉講座の開催【互助の啓発】
	2 いのちを守る支援の充実	(1) 虐待防止のための支援を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉講座の開催【虐待防止】 ● 保育園運営事業【虐待防止】
		(2) 行方不明事故防止の取り組みをすすめる	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化【行方不明事故防止】 ● 認知症高齢者等 SOS ネットワークへの協力
		(3) 災害時の避難に備える	<ul style="list-style-type: none"> ● 要援護者見守りネットワーク事業の組織化【災害時要援護者支援】 ● 災害ボランティア講座の開催 ● 災害ボランティアセンターの設置体制整備 ● 近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 両筑社協連絡会災害時相互支援協定 ・ みい青年会議所との災害時相互協力協定

3 みんなが気軽に参加できる地域づくり

基本目標	取り組みの柱	取り組み	事業・活動
みんなが気軽に参加できる地域づくり	1 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉の教育・啓発の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育連絡会の開催 ・福祉協力校の活動支援 ・「ともに生きる」配本・活用 ・小中学校の福祉教育への協力と支援
		(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉講座の開催 ●保育園運営事業【学ぶ場提供】
	2 地域での参加機会の充実	(1) 顔がみえる交流の場の充実を図る	<ul style="list-style-type: none"> ●ミニデイサービス事業 ●福祉バス運行事業 ●サロン・サークル活動への協力・支援 ●当事者組織への支援 ●保育園の福祉事業への支援 ●福祉団体の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ ・身体障がい者福祉協会 ・母子寡婦福祉会
		(2) ボランティア活動の活性化を図る	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティアセンターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関する広報・啓発 ・ボランティア相談・登録斡旋 ・ボランティア入門・養成講座の開催 ・ボランティア団体の育成・活動支援 ・ボランティア連絡協議会との連携 ●共同募金・歳末たすけあい運動への協力
		(3) 地域活動や行事を支援し参加を促す	<ul style="list-style-type: none"> ●要援護者見守りネットワーク事業の組織化【地域活動の支援】 ●広報・啓発活動の充実【地域活動や行事等の紹介】

第2節 具体的な事業・活動内容

1 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

■福祉サービス情報をわかりやすく伝える

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
広報・啓発活動 の充実	「社協だより」の発行： 多くの住民の読んでもらえるような紙面づくりや、高齢者や障がいのある人等に配慮した文字や文章等の工夫に努めながら、社協の事業・活動とともに、福祉活動や福祉サービスの情報や、地域における福祉問題や福祉活動等の情報を広く掲載します。	○	○	○		継続	
	ホームページでの情報提供： ホームページの随時更新を行い、社協の事業活動にとどまらず、福祉活動や福祉サービスの情報についても、最新の情報を掲載していきます。また、高齢者や障がいのある人等に配慮したページの工夫に努めます。		○			継続	
	「声の広報」録音CDの配布： 朗読ボランティアが録音した「広報たちあらい」のCDを町内在住の視覚障がいのある人へ配布するとともに、町立図書館でも聞くことができるよう寄贈します。				○		継続

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
各種相談事業 【情報提供】	心配ごと相談： 日常生活のなかでのさまざまな 困りごとや悩み等を抱えた相談 者に対し、必要に応じ、福祉サー ビスに関する情報提供や関連機 関へのつなぎを行います。				○	継続	民生委員・児 童委員
	無料法律相談： 法律や制度に関する専門的な相 談に対し、弁護士によるアドバイ スおよび情報提供を行います。	○				継続	弁護士会
	不登校・ひきこもり相談： 青少年教育支援センターより相 談員が来所し、必要な助言およ び情報提供します。	○				継続	子と親・花花 の会
	（職員による）一般相談： 情報の入手が難しい人へのきめ 細かい配慮をすすめるため、社 協窓口や地域での集まり、さら に、求めに応じて、家庭を訪問 し、社協が携わる福祉活動や福 祉サービスについて、面談をし ながら、情報を提供します。		○			継続	
要援護者見守りネットワー ク事業の組織 化【情報提供】	要援護者見守りネットワーク （「取り組み：地域の人材や資 源を活用する」を参照）協議会 の幹事会や全体会のなかで、ま た、各行政区での小地域協議会 に参加し、福祉サービスに関す る情報を提供します。		○			継続	要援護者見守 りネットワー ク協議会、各 行政区の小地 域協議会
障がい者相談 支援事業【情報 提供】	障がい者相談支援事業（「取り 組み：相談機能を強化する」を 参照）のなかで、相談者や対象 者に対し、必要に応じて、福祉 サービスに関する情報を提供し ます。	○	○		○	継続	

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
生活福祉資金貸付事業【情報提供】	生活福祉資金貸付事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）のなかで、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。				○	継続	福岡県社会福祉協議会、自立相談支援事務所
日常生活自立支援事業【情報提供】	日常生活自立支援事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）のなかで、相談者や対象者に対し、必要に応じて、福祉サービスに関する情報を提供します。	○				継続	福岡県社会福祉協議会（基幹社協：朝倉市社協）

■情報の交換や共有をすすめる

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守りネットワーク事業の組織化【情報共有】	要援護者見守りネットワーク（「取り組み：地域の人材や資源を活用する」を参照）協議会の幹事会や全体会のなかで、また、各行政区での小地域協議会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら、地域における福祉課題等を把握し、情報を共有します。		○			継続	要援護者見守りネットワーク協議会、各行政区の小地域協議会

(2) 相談支援の充実

■相談機能を強化する

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
各種相談事業	心配ごと相談： 日常生活のなかでのさまざまな困りごとや悩み等を抱えた相談者に対し、問題の解消・解決に向けて助言やサポート、関連機関・専門機関へのつなぎを行います。				○	継続	民生委員・児童委員
	無料弁護士相談： 法律や制度に関する専門的な相談に対し、弁護士による助言および情報提供等により問題解決を行います。	○				継続	弁護士会
	不登校・ひきこもり相談： 青少年教育支援センターより相談員が来所し、問題解決に向けて必要な助言および情報提供します。	○				継続	子と親・花々の会
	(職員による)一般相談： 情報の入手が難しい人へのきめ細かい配慮をすすめるため、社協窓口や地域での集まり、さらに、求めに応じて、家庭を訪問し、社協が携わる福祉活動や福祉サービスについて、面談をしながら、情報を提供します。		○				継続
障がい者相談支援事業	心身に障がいのある人やその家族からの相談に応じて、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら、問題の解消・解決に向けて助言やサポートを行います。	○	○		○	継続	

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
生活福祉資金貸付事業【相談支援】	生活福祉資金貸付事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）の利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、家庭訪問等による相談も行います。				○	継続	福岡県社会福祉協議会、自立相談支援事務所
日常生活自立支援事業【相談支援】	日常生活自立支援事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）の利用契約時や利用時だけではなく、この事業に関する問い合わせがあった時点から、きめ細かく、丁寧に相談に応じるとともに、社協の窓口だけでなく、家庭訪問等による相談も行います。	○				継続	福岡県社会福祉協議会（基幹社協：朝倉市社協）

■身近で気軽な相談支援をすすめる

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
各種相談事業【アウトリーチ型支援】	各種相談事業での社協職員による「一般相談」では、住民にとって、より身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていくアウトリーチ型の支援をすすめます。		○		○	継続	
障がい者相談支援事業【アウトリーチ型支援】	障がい者相談支援事業が、住民にとって、より身近なものとなるよう、積極的に地域へ出向き、相談に応じ、福祉課題の解決につなげていくアウトリーチ型の支援をすすめます。	○	○		○	継続	

2 安心して安全に暮らせる基盤づくり

(1) 地域での福祉サービスの充実

■福祉サービスの量や質の充実を図る

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
居宅介護支援事業	居宅介護事業： 障害者総合支援法に基づく居宅介護事業（ホームヘルパー派遣）を実施します。	○				継続	
	生活管理指導員派遣事業： ひとり暮らし高齢者で生活習慣を改善し、健全な社会生活を送れるようホームヘルパーを派遣し、日常生活に対する指導・支援を行い、要介護状態への進行を予防する生活管理指導を実施します。	○			○	継続	
車椅子の貸出	高齢者等の外出支援の充実を図るため、一時的に車椅子が必要な人に対し、車椅子の無料貸出しを行います。	○				継続	
保育園運営事業	大堰保育園と本郷保育園を運営するとともに、保育園職員研修会を実施し、保育園運営連絡会、定例園長会を開催します。		○			継続	
病後児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの病気の回復期にある児童を一時的に預かる病後児保育を実施します。	○			○	継続	
一般相談・特定相談・障害児相談事業	障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業（地域移行支援、地域定着支援等）、特定相談支援事業（計画相談支援等）、および児童福祉法に基づく障害者相談支援事業を実施します。	○	○			継続	

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
手話奉仕員派遣事業	聴覚障がいのある人の通院や事務手続き等の際のコミュニケーション支援として、手話サークル在籍の手話奉仕員を派遣します。	○				継続	手話サークルひばり、福岡県手話の会連合会
福祉有償運送事業	障がい等の理由で公共交通機関をひとりで利用できない人に対し、日常的な外出や余暇活動等ための外出の手助けとして、福祉車両等を使用して有償で行う福祉移送サービスを実施します。	○	○			継続	
生活福祉資金貸付事業	福岡県社協が実施している貸付制度の窓口業務を行い、低所得世帯、障がいのある人の世帯、また、失業等によって生活の維持が困難となった世帯に対し、必要に応じた生活資金の貸付を行い、当世帯の生活の自立を支援していく生活福祉資金貸付事業を実施します。				○	継続	福岡県社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自立相談支援事務所
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人のなかで、判断能力が十分ではない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。	○				継続	福岡県社会福祉協議会（基幹社協：朝倉市社協）
福祉サービス提供に関わる関係機関等との連携強化	福祉に関する関係機関等と協議会や連絡会等を活用しながら連携を図り、情報交換や情報の共有をすすめることで、複雑で多問題化している福祉課題の解決に努めます。	○				継続	地域包括支援センター、子育て支援センター地域自立支援協議会、れいんぼー会

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
苦情相談窓口 の充実	社協が提供するサービスへの苦情に対し、相談窓口を設置し、苦情相談受付担当者と解決責任者を配置するとともに、第三者委員会において公平な立場での苦情解決と調整を行います。また、住民から苦情相談に対しては、苦情解決制度を説明するとともに、必要に応じて、福岡県運営適正化委員会につなぐなど、その解決に向けて適切に対応します。	○				継続	福岡県運営適 正化委員会

■地域の人材や資源を活用する

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守り ネットワーク事 業の組織化	要援護者に対する小地域での見守りネットワークを構築するため、行政区単位で小地域協議会を組織化し、育成し、支援しながら、住民参加による住民主体の福祉のまちづくりをすすめます。また、小地域協議会では、高齢者だけではなく、地域全体の福祉課題に対応できるよう住民相互の助け合いの仕組みづくりをめざします。さらに、小地域協議会の活動では、専門機関や地域内のさまざま組織・団体と新たなネットワークの構築と連携強化をすすめます。		○			継続	要援護者見守 りネットワー ク協議会、各 行政区の小地 域協議会、地 域包括支援セ ンター

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
福祉協力員研修会の開催	福祉協力員の福祉に関する意識向上や地域における福祉活動に関する理解を深めるための研修会を開催することで、福祉協力員が身近な相談相手となるよう能力向上を図ります。		○			継続	
独居老人への味噌配布事業の支援	ひとり暮らし高齢者に対し、手づくり味噌を配布しながら見守り訪問を行う活動を支援します。			○		継続	女性の会
子ども見守り隊への支援	登下校中の子どもたちを見守るためのボランティアを募集し、その活動を支援します。	○				継続	大刀洗町ボランティアセンター

■身近な助け合いをすすめる

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守りネットワーク事業の組織化【互助の啓発】	要援護者見守りネットワーク事業の組織化（「取り組み：地域の人材や資源を活用する」を参照）をすすめるなかで、地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。		○			継続	要援護者見守りネットワーク協議会、各行政区の小地域協議会
地域福祉講座の開催【互助の啓発】	地域福祉講座（「取り組み：生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る」を参照）のなかで、地域における住民同士の自発的な支え合いや助け合いの大切さを啓発します。		○			継続	

(2) いのちを守る支援の充実

■虐待防止のための支援を強化する

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
地域福祉講座の開催【虐待防止】	地域福祉講座（「取り組み：生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る」を参照）のなかで、虐待や虐待防止について取り上げます。		○			平成 29年度	
保育園運営事業【虐待防止】	保育園運営事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）のなかで、保護者等を対象に、子育てについて学ぶ機会を提供し、そのなかで、児童虐待や虐待防止について取り上げます。	○				継続	

■行方不明事故防止の取り組みをすすめる

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守りネットワーク事業の組織化【行方不明事故防止】	要援護者見守りネットワーク事業の組織化（「取り組み：地域の人材や資源を活用する」を参照）をすすめるなかで、認知症の人を支える体制づくりや行方不明事故防止のための取り組みを支援します。		○			継続	要援護者見守りネットワーク協議会、各行政区の小地域協議会
認知症高齢者等SOSネットワークへの協力	認知症高齢者等SOSネットワークにおける取り組みに協力します。	○				継続	

■災害時の避難に備える

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守りネットワーク事業の組織化【災害時要援護者支援】	要援護者見守りネットワーク事業の組織化（「取り組み：地域の人材や資源を活用する」を参照）をすすめるなかで、災害発生時に支援が必要な人たちの把握に努めるとともに、要援護者台帳を緊急医療情報キット「いのちのバトン」で管理する取り組みをすすめます。		○			継続	要援護者見守りネットワーク協議会、各行政区の小地域協議会、健康福祉課、三井消防署
災害ボランティア講座の開催	災害発生時に活躍する担い手を発掘、育成し、住民同士の支援活動を円滑にすすめるために災害ボランティア講座を開催します。		○			平成 29年度	
災害ボランティアセンターの設置体制整備	災害ボランティアセンター立ち上げのシミュレーション研修等へ積極的に参加するとともに、同センター運営についてのマニュアルに基づき、同センターの設置に向けた訓練を行います。	○				継続	両筑地区社協連絡会
近隣社協との災害時の連携・共同事業実施の推進	両筑社協連絡会災害時相互支援協定： 両筑地区社協連絡会災害時相互支援協定に基づき、災害時における連携体制の強化をすすめます。	○				継続	両筑地区社協連絡会
	みい青年会議所との災害時相互協力協定： みい青年会議所との災害時相互協力協定に基づき、災害時の連携強化のため、平常時の情報交換等をすすめます。	○				継続	みい青年会議所

3 みんなが気軽に参加できる地域づくり

(1) 学ぶ機会の充実

■人権と福祉の教育・啓発の充実を図る

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自主	補助金	共募配分	受託金		
福祉教育の推進	福祉教育連絡会の開催： 児童生徒の福祉への理解と関心を高め、福祉教育活動の充実を図っていくため、小中学校福祉担当教員との連絡会議を開催します。	○				継続	小中学校
	福祉協力校の活動支援： 福祉協力校として活動をすすめる小中学校と連携を図りながら、福祉教育や校外活動を支援します。			○		継続	小中学校
	「ともに生きる」配本・活用： 小学5年生を対象に、福祉教育教材「ともに生きる」を配布し、その活用を促します。			○		継続	小中学校
	小中学校の福祉教育への協力と支援： 小中学校で行われている福祉教育の取り組みに対して、体験学習の指導および講師の紹介、備品の貸出し等を行います。	○				継続	小中学校

■生活上の福祉課題を学ぶ場の充実を図る

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
地域福祉講座 の開催	赤ちゃんからお年寄りまで誰もが自分らしく安心して暮らせる町になるよう、さまざまな福祉の観点からテーマを選び、地域の皆さんと一緒に学ぶための地域福祉講座を開催します。		○			継続	
保育園運営事業 【学ぶ場提供】	保育園運営事業（「取り組み：福祉サービスの量や質の充実を図る」を参照）のなかで、保護者等を対象に、子育てについて学ぶ機会を提供します。		○			継続	

（２）地域での参加機会の充実

■顔がみえる交流の場の充実を図る

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
ミニデイサー ビス事業	行政区単位で開催する高齢者を対象としたミニデイサービス事業の活動を支援します。		○	○		継続	各区ミニデイ サービス
福祉バス運行 事業	単位老人クラブの研修送迎を中心に、ミニデイサービス事業、地域活動や福祉活動における外出を支援するため、福祉バスを運行します。	○	○			継続	
サロン・サー クル活動への協 力・支援	高齢者の社会参加を促し、生きがいづくりや健康づくり等をすすめるため、以下のようなサロンやサークル活動に協力し、活動を支援します。 ・男性の料理教室 ・折り紙サロン	○		○		継続	

第5章 社会福祉協議会の取り組み
第2節 具体的な事業・活動内容

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
当事者組織への支援	<p>同じ状況におかれた当事者の組織化を図り、情報交換やお互いのことの理解を深め合うことができるような交流の場や機会を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とまり木の会（家族介護者の会） ・語ろう会（障がい者当事者および家族の会） ・ほけっと（障がい児・者親の会） ・精神障がい者家族会 ・子と親・花花の会 	○		○		継続	とまり木の会（家族介護者の会）、語ろう会（障がい者当事者および家族の会）、ほけっと（障がい児・者親の会）、精神障がい者家族会、子と親・花花の会
保育園の福祉事業への支援	<p>保育園の行事等に地域の高齢者を招き、もしくは園児が福祉施設に訪問し、世代間交流を行う活動を支援します。</p>			○		継続	保育園
福祉団体の活動支援	<p>老人クラブ： 老人クラブ連合会の事務局を運営するとともに、助成金を支給することで、交流や親睦を深める場や機会の充実をすすめる活動を支援します。</p>		○	○		継続	老人クラブ連合会
	<p>身体障がい者福祉協会： 身体障がい者福祉協会の事務局を運営するとともに、助成金を支給することで、交流や親睦を深める場や機会の充実をすすめる活動を支援します。</p>	○		○		継続	身体障がい者福祉協会
	<p>母子寡婦福祉会： 母子寡婦福祉会の運営を支援し、助成金を支給することで、交流や親睦を深める機会の充実をすすめる活動を支援します。</p>	○		○		継続	母子寡婦福祉会

■ボランティア活動の活性化を図る

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
ボランティアセ ンターの運営	ボランティア活動に関する広報・啓発： 社協のホームページを活用し、また、ボランティア情報誌「ちよぼら」を発行することで、ボランティア活動に関する情報を広く住民に発信し、センターの活動について周知するとともに、ボランティア活動についての啓発活動をすすめます。		○			継続	編集ボラン ティアスマイ ル
	ボランティア相談・登録斡旋： ボランティアニーズの把握と、活動希望者の登録および情報提供を行い、活動に結びつける調整を行います。また、安心してボランティア活動を行うことができるようボランティア活動保険の説明や加入・支払いの手続きを行います。		○			継続	
	ボランティア入門・養成講座の開催： これからボランティア活動をはじめたいと思っている人、新たな知識の習得等を考えている人を対象に、時勢に沿った地域における福祉活動に活かしていけるような各種入門講座や養成講座を開催し、ボランティア活動のきっかけづくりやスキルアップの機会とします。		○			継続	ボランティア 連絡協議会加 入団体

第5章 社会福祉協議会の取り組み
第2節 具体的な事業・活動内容

事業・活動	内 容	財源				実施 年度	主な協力・ 助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
ボランティアセンターの運営	<p>ボランティア団体の育成・活動支援： ボランティア団体を育成し、活動を支援していくため、以下のような取り組みをすすめます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体のための活動室等、活動の場の確保および利用促進 ・ボランティア活動支援機材の提供（印刷機、コピー機、大型プリンター、パソコン等） ・助成制度に関する情報収集、情報提供、助成申請の支援 ・ミニデイサービス事業や小中学校での講師等、ボランティアが協力し活躍できる機会のコーディネート 		○			継続	
	<p>ボランティア連絡協議会との連携： ボランティア連絡協議会理事会に参加し、情報交換や意見交換を行いながら、連携を深めていくとともに、ボランティア活動を支援するため、研修会（「ほっこり井戸端サロン」等）の開催を支援します。</p>		○			継続	ボランティア連絡協議会
共同募金・歳末たすけあい運動への協力	赤い羽根共同募金に対する住民の理解を深めながら、戸別募金、事業所募金の協力推進を図ります。			○		継続	福岡県共同募金会大刀洗町支会

■地域活動や行事を支援し参加を促す

事業・活動	内 容	財源				実施年度	主な協力・助成団体
		自 主	補 助 金	共 募 配 分	受 託 金		
要援護者見守りネットワーク事業の組織化【地域活動の支援】	要援護者見守りネットワーク事業の組織化（「取り組み：地域の人材や資源を活用する」を参照）をすすめるなかで、行政区や各種団体等が連携した活動を支援するとともに、地域活動のリーダー役となる人たちに向けた研修等を行っていきます。		○			継続	要援護者見守りネットワーク協議会、各行政区の小地域協議会
広報・啓発活動の充実【地域活動や行事等の紹介】	「社協だより」や社協のホームページ等を活用しながら、地域や行政区で行われている活動や行事について紹介します。	○	○	○		継続	



第6章 計画の推進に向けて



第1節 協働による計画の推進

第2節 計画の進行管理

第1節 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでは不十分であり、住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

1 住民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。

また、地域における福祉活動の担い手として、ボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参画することが期待されます。

特に、「団塊の世代」をはじめ、高齢者の人たちには、現役時代に培った知識や経験を活かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが大変期待されます。

2 地域の組織・団体の役割

行政区や老人クラブ、民生委員児童委員協議会等、さらにこれらの組織・団体の代表者等から構成される小地域協議会は、これまでの活動実績からみても、地域における福祉活動を推進していくリーダー的な地域の組織・団体です。

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を活かし、互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動をすすめていくことが期待されます。

3 ボランティア団体やNPO法人の役割

地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言等を行うことが期待されます。

4 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供等に、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を活かしながら、住民が福祉活動へ参加するための支援等に取り組んでいくことが期待されます。

5 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない住民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携のもと、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動の推進に努めます。


6 行政の役割

地域福祉の推進にあたり、行政には住民の福祉向上をめざして、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすために、本計画に基づき、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、住民の福祉ニーズの把握と、各地域の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

第2節 計画の進行管理

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、住民や福祉関係団体の代表、行政や学識経験者等により構成する協議体を設置します。この協議体で地域福祉の進捗状況を評価し、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

資料編

- 
- 1 大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱
 - 2 大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱
 - 3 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
委員名簿
 - 4 計画策定の経過
 - 5 用語解説

1 大刀洗町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大刀洗町地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定にあたり、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、広く住民等の意見を反映させるため、大刀洗町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 区長会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 関係行政職員
- (7) 社会福祉協議会理事
- (8) その他町長が必要と認めたる者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2 大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大刀洗町が策定する地域福祉計画と一体となって、地域福祉の推進を目的に地域福祉活動計画を策定するため、大刀洗町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、10名から15名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから大刀洗町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 区長会
- (2) 民生委員児童委員協議会
- (3) 福祉団体関係者
- (4) 福祉施設関係者
- (5) ボランティア団体
- (6) 関係行政職員
- (7) 社会福祉協議会理事
- (8) その他会長が必要と認めた者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

2 この要綱施行日以降、最初に開かれる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。

3 大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

職	氏 名	選 出 母 体
委員長	堀内 武美	民生委員児童委員協議会
副委員長	平城 俊作	老人クラブ連合会
委員	重松 昭二	区長会 代表
委員	白水 直子	女性の会
委員	福村 千代美	ボランティア連絡協議会
委員	松永 智之	PTA 代表
委員	綿貫 比呂美	集落支援員
委員	柳 好	社会福祉協議会 理事代表
委員	松藤 あゆこ	障がい者団体 代表
委員	江上 文幸	福祉施設 代表
委員	古賀 そのみ	住民代表
委員	川原 久明	健康福祉課長
委員	矢野 孝一	地域振興課長
委員	平田 栄一	子ども課長
委員	田代 祐二	地域包括支援センター 次長

4 計画策定の経過

開催日	会議名等	内容
平成27年 3月9日～ 3月25日	住民意識調査	
9月17日	第1回 計画策定委員会	計画策定の趣旨、ワークショップや分野別課題調査の概要の説明
9月～10月	分野別課題調査	
9月30日	ワークショップ (大堰校区/菊池校区)	民生委員・児童委員、主任児童委員に対するグループインタビュー
10月2日	ワークショップ (大刀洗校区/本郷校区)	民生委員・児童委員、主任児童委員に対するグループインタビュー
11月19日	第2回 計画策定委員会	住民意識調査、ワークショップ、分野別課題調査の結果の報告
12月24日	第3回 計画策定委員会	計画骨子・計画素案の協議
平成28年 2月4日	第4回 計画策定策定会	計画案の協議
2月15日～ 2月29日	パブリックコメント	

5 用語解説

【あ行】

● アウトリーチ

「外へ（out）手を伸ばす（reach）」という意味のアウトリーチは、社会福祉の分野で、支援機関が通常の枠を超えて手を差し伸べ、支援を届ける取り組みの意味で用いられてきた。困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。アウトリーチはこうした潜在的なニーズとつながる手法として開発された。最近ではさまざまな分野でアウトリーチの取り組みが必要とされ、その意味は広がりを見せている。不登校や非行、ニート、引きこもり等の若者への対応では、主に訪問支援をアウトリーチと言っている。子育て支援では、要支援家庭に対する保健師等の訪問支援は以前より行われてきたが、子育て環境の孤立化等を背景に、予防支援の重要性が認識されるようになり、誰もが立ち寄れる場を提供する子育て支援センター事業もアウトリーチの一環とされる。

● 運営適正化委員会

社会福祉法第 83 条に基づき、県社会福祉協議会に設置された公平・中立な第三者機関で、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の適正な運営を確保するための助言・勧告を行うほか、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業において提供されるサービスに係る処遇の内容に関する苦情、福祉サービス利用契約の締結、履行または解除に関する苦情を適切に解決するため、助言、相談、調査もしくは斡旋または福岡県知事への通知を行う。

● NPO 法人

NPO とは、Nonprofit Organization または Not-for-Profit Organization の略で、営利目的ではなく非営利な活動を行う団体、社会貢献活動や慈善活動を行う団体で、NPO 法人とは、特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人。

【か行】

● 介護保険制度

高齢化、要介護高齢者の増加、介護家族の負担増大、福祉サービスの不足、社会的入院・老人医療費の膨張等を背景に、介護の社会化を目的として平成 12 年から開始された社会保険方式による強制加入の制度。保険者は福岡県介護保険広域連合であり、65 歳以上の人を第 1 号被保険者、40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者を第 2 号被保険者という。

● 介護老人福祉施設

介護保険法に基づく、65 歳以上の人であって、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な人を入所させる施設。

● 介護老人保健施設

介護保険法に基づく、入所する要介護者に対し、看護、医学管理の下における機能訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

● 介護療養型医療施設

介護保険法に基づく、病状が安定期にある要介護者に対し、医学的管理のもとに介護その他の世話や必要な医療を行う施設。

● 学童保育所

労働等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育を行う施設。

● キャラバンメイト

認知症の人を地域で支えるまちづくりをすすめるため、認知症の人と家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター」を養成するため実施する地域や職場等を対象とした養成講座の講師役を務める人。

● 共同生活援助

障害者総合支援法に基づく、障がいのある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。グループホームとも呼ばれる。

● 居宅介護

障害者総合支援法に基づく、ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助を行うサービス。

● 居宅介護支援

介護保険法に基づく、介護を必要とされる人が、自宅で適切にサービスを利用できるように、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等にそってケアプランを作成したり、さまざまな介護サービスの連絡・調整等を行うサービス。

● 苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

● 高齢者相互支援活動員

支援を必要とする高齢者の家庭を定期的に訪問し、安否確認、家事支援、対話、福祉サービスの情報提供等の実践活動を行う高齢者相互支援活動を担う老人クラブに所属する活動員。高齢者相互支援活動は、福岡県老人クラブ連合会が推進している「福岡県高齢者ネットワーク推進事業（愛の一声・友愛訪問事業）」のなかで位置づけられている。

● 子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

【さ行】

● 災害ボランティアセンター

主に災害発生時、他地域からのボランティアや支援物資の受入れ、整理、調整等、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。

● 在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるよう行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所等との連絡調整を行う機関。

● サロン

互いに支えあって暮らしていける地域づくりのため、外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族等、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることをめざす場所。

● 自主防災組織

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う団体（組織）のこと。

● 施設入所支援

障害者総合支援法に基づく、施設に入所する障がいのある人に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービス。

● 児童委員

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う者。また、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

● 児童相談所

18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置等の機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。

● 児童養護施設

児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつで、保護者がいない、いても育児能力がない、虐待等の理由によって適切な養育を受けることが困難な1歳～18歳未満の児童を入所させて養育する施設。

● 児童扶養手当

父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。

● 社会福祉法

わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。

● 社会福祉事業法

昭和26年（1951年）に制定されたわが国の社会福祉について規定した法律。平成12年（2000年）、社会福祉法に改名された。

● 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業とは、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

● 障害者総合支援法

障がいの種類（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病等）にかかわらず、障がいのある人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供することを定めた法律で、平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、「障害者」の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等が実施されている。

● 小地域協議会

要援護者見守りネットワークの活動をすすめるために行政区単位に設置され、区長、民生委員・児童委員、老人クラブ会員、福祉協力員等から構成される。小地域協議会のメンバーが日々の見守りのなかで気づいた地域の様子を共有するとともに、見守りの対象となる人が安心して暮らせるように、対象者に変化や困りごとがあれば、見守り体制を整え、さらに、必要に応じて専門機関へつなぐこともある。

● 小地域福祉活動

身近な地域で、誰もが、安心して、生きがいを持って、安全に生活をおくることができる地域づくりをめざして、そこに生活する住民自らが力を合わせてすすめる、住民主体の福祉活動。

● 就労継続支援（B型）

障害者総合支援法に基づく、通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人に対し、生産活動等の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

● 主任児童委員

地域における子育て支援をさらに推進するため、区域を担当せず児童福祉に関する事項を専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との協同による相談支援等とその職務とする民生委員・児童委員をいう。

● 相談支援（障がい福祉サービス）

障害者総合支援法に基づく、地域で生活する障がいのある人やその家族、関係機関の人たちからの相談応じ、必要な情報提供や助言を行うことで、自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的・継続的に支援するサービス。

● 地域自立支援協議会

障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業および特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

● 自立支援医療（精神通院医療）

公費負担医療のひとつで、精神疾患（てんかんを含む）の治療のため通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対して医療費の自己負担を軽減するもの。

● 身体障害者手帳

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。

● 生活介護

障害者総合支援法に基づく、障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行うサービス。

● 生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことで、その経済的自立および生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもので、資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額等それぞれの用途に応じて実施されている。

● 生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

● 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

● 第三者評価制度

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を、当事者（利用者や事業者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的・客観的な立場から評価を行う制度で、行政の監査とは異なり、最低基準を満たしているかを確認するのではなく、評価結果を広く公表することにより、各事業者がよりよいサービスを提供できるように誘導する役割を持っている。

● 短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

介護保険法に基づく、介護者の疾病やその他の理由により、居住している自宅において介護を受けることが一時的に困難となった要介護者を短期間入所させ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な養護を行うサービス。

● 短期入所

障害者総合支援法に基づく、自宅で介護を行っている人が病気等の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行うサービス。

● 地域ケア会議

介護保険サービスの利用者か否かにかかわらず、支援が必要な高齢者等を対象に効果的なサービス提供をするために、地域ケアの総合調整等を行う会議。

● 地域包括支援センター

平成 17 年の介護保険制度改正によって創設された。その事業内容は、介護予防ケアマネジメントを保健師、総合相談・支援事業を社会福祉士、包括的・継続的ケアマネジメント事業を主任介護支援専門員と、3職種が業務分担することになる。センターはこの3職種が連携して、所管地域内の居宅介護支援事業所の介護支援専門員を支援し、関係機関のネットワークづくりや住民活動をサポートすることで、地域包括ケアの実現をめざすものである。

● 通所介護（デイサービス）

介護保険法に基づく、介護老人福祉施設等に通り、入浴・排泄・食事等の介護、生活等についての相談・助言、健康状態の確認、その他の必要な日常生活上の世話や機能訓練を行うサービス。

● 出前講座

町が行っている仕事のなかで、知りたい・聞きたいと思っている内容を講座メニューのなかから選んでもらい、町内に在住・在勤・在学の原則 10 人以上のグループ・団体のもとへ職員が出向き、説明するもの。

【な行】

● 日常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、判断能力が不十分のため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助および日常的な金銭管理等を行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

● 認知症

個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、脳血管性のものとアルツハイマー病に区別される。

● 認知症高齢者等 SOS ネットワーク

認知症高齢者等が行方不明になった際、地域の関係機関（市町村・警察・消防等）・団体・住民等が連携協力し、行方不明者の早期発見・保護をするためのネットワーク。

● 認知症サポーター養成講座

講師であるキャラバン・メイトと町が協働で行うもので、地域や職域・学校等で認知症の基礎知識について、また、認知症サポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ。

● 認知症対応型共同生活介護

介護保険法に基づき、認知症高齢者の症状の進行予防・改善を図るため、共同生活をしながら入浴・食事・排泄等の介護や機能訓練を行うサービス。

● 認知症対応型通所介護

介護保険法に基づき、要介護者で認知症の人について、介護老人福祉施設等に日帰りで通い、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話と機能訓練を行うサービス。

【は行】

● 避難行動要支援者名簿

平成 25 年の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付けることが規定された。

● 病後児保育センター

病気の回復期にある子ども（生後 3 か月～小学校 6 年生）について、昼間、家庭での保育が困難な場合に、看護師や保育士のいる保育室で一時的に預かる病後児保育を実施する施設で、「こどもハウスすこやか」の愛称で呼ばれている。

● 福祉協力員

要介護者見守りネットワークでの見守り活動のメンバーとして活躍し、区長の推薦により選出され、社会福祉協議会会長が委嘱する。普段の生活のなかでのさりげない見守りや声かけ等、地域の実情に応じた福祉活動に協力してもらうとともに、行政区単位で開催されているミニデイサービスでも活躍している。

● 福祉有償運送

NPO 法人や社会福祉法人等が、会員登録をした介護保険の要介護・要支援認定を受けている人や身体に障がいのある人等、単独で公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、余暇等を目的に有償で行う自家用自動車による移送サービス。

● 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づき、学校通学中の障がいのある子どもが、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって、障がいのある子どもの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービス。

● 訪問介護

介護保険法に基づき、要介護者で居宅において介護を受けるものについて、その者の居宅において介護福祉士、その他の者により行われる介護や日常生活上の世話をを行うサービス。

● 訪問看護

介護保険法に基づき、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービス。

● ボランティア

自由意思に基づき奉仕活動や労働、およびそれに携わる人のこと。ボランティア活動は「自発性・無償性・利他性」を原則としているが、有償ボランティアも受け入れられつつある。さらに、「継続性」といった要件も求められる。

● ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動等を行なう組織。

【ま行】

● ミニデイサービス

高齢者やボランティアが公民館や校区センター等の身近な場所に集い、レクリエーションや体操、会食等のさまざまな活動を通して楽しく過ごすとともに、住民が交流を深めることで、地域において顔見知りの関係ができ、助け合える関係を築くことを目的とした場。行政区単位の開催で、区長・民生委員を中心とした地域の人たちの自主運営に支えられている。地域ごとに人口や高齢化率等が異なるので、会員の年齢や運営方法等も異なっている。

● 民生委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。職務は、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力等。

【や行】

● 有料老人ホーム

老人福祉法で規定される常時1人以上の高齢者を入所させて、生活サービスを提供することを目的とした施設。介護保険の適用の有無、介護サービスの内容に応じて、「介護付き」「住宅型」「健康型」の3つのタイプがある。

● 養護老人ホーム

老人福祉法に基づき、心身・環境・経済上の理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を入所させて養護する施設。

● 要援護者見守りネットワーク

高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者等、困ったときに支援が必要な人たちが、孤立せず安心して生活を送れるよう、地域全体で互いに気づき、見守り、支えあう関係づくりのための活動。要援護者見守りネットワークの活動により、住民をはじめ、行政や関係機関が連携し、町全体で普段からの顔の見える関係づくりや災害時の見守り体制の充実をめざしている。

● 要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

● 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき、虐待を受けた子どもをはじめとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

【ら行】

● 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

大刀洗町地域福祉計画・地域福祉活動計画

平成 28 年 3 月発行 発行 大刀洗町・大刀洗町社会福祉協議会

大刀洗町

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地 健康福祉課 福祉係
電話 0942-77-2266 FAX 0942-77-3063
Email fukushi@town.tachiarai.fukuoka.jp
URL <https://www.town.tachiarai.fukuoka.jp/>

大刀洗町社会福祉協議会

〒830-1201 福岡県三井郡大刀洗町富多 819 番地 ぬくもりの館内
電話 0942-77-4877 FAX 0942-77-6220
Email tachi-shakyo@kurume.ktarn.or.jp
URL <http://www.tachi-shakyo.or.jp/>